総務建設常任委員会

令和5年3月10日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

下村正樹

 開会及び閉会 令和5年3月10日(金) 午前9時30分 開会 午後0時50分 閉会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 吉 村 始 副委員長 松林謙 司 委 西川善 浩 員 IJ 横井 晶 行 梨 本 洪 珪 IJ 川村優子 IJ 増田 順弘 IJ

IJ

欠席した委員 な し

 4. 委員以外の出席議員
 議
 員
 柴田三乃

 ボ
 本訓規

 ボ
 奥本佳史

 ボ
 谷原一安

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副市長 溝 尾 彰 人 企画部長 浩 高 垣 倫 人事課長 植田 和 明 美 人事課主幹 南 直 人事課長補佐 森本啓 総務部長 東 錦 也

総務部理事兼

都市整備部理事 安 川 博 敏 管財課長 主税 倉 田 産業観光部長 早 田 幸 介 商工観光プロモーション課長 竹 内 和 代 建設課長 竹 本 淳 逸

 " 補佐
 屋根良宣

 " 補佐
 西川好彦

 " 補佐
 穴田孝行

 会計管理者
 吉井忠

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記新 澤 明 子" 神 橋 秀 幸" 福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第1号 葛城市職員定数条例の一部を改正することについて

議第2号 葛城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて

調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 道の駅に関する事項について
- (2) 尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 入札・契約事務に関する事項について
- (4) 公共施設マネジメントに関する事項について

開 会 午前9時30分

吉村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、朝のお忙しいところからご参集いただきまして、ありがとうございました。本日は、いわゆる議案につきましては2件ございます。特に人事のことに関することですので、皆さん、慎重審議をお願いしたいなというふうに思います。それから、その後の調査案件につきましても、かねてより協議会のほうで話し合われていたことについて理事者から報告等もございますので、こちらのほうもどうぞよろしくお願いをいたします。

委員外議員のご紹介をいたします。谷原議員、奥本議員、杉本議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押 してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてご発言されるようお願いをいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第1号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいま上程となっております議第1号、葛城市職員定数条例の一部を改正することについて、改正理由及び改正内容についてご説明申し上げます。

初めに、改正理由でございます。令和4年度から、監査の充実を図るため監査委員の事務 部局に本部職員2人を配置していますが、令和5年度から更なる充実を図るため、令和5年 4月1日以降、監査委員の事務部局の定数を3人に増員するものです。

次に、改正内容についてご説明申し上げます。お手元の新旧対照表に基づいて該当箇所を ご説明いたします。

1ページをご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。第2条、職員の定数で ございます。第6号、監査委員の事務部局の職員の定数を改正前2人から3人に1人増員い たします。附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行します。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。更なる充実というところなんですけども、今ほんま大変なところと いうたら、どういうところが今やっぱり大変なのかなというところをちょっと教えていただ きたいなと思います。

それと、3人に増えたら、今、議会事務局のところに席もあるんですけど、その場所も変わるのかどうかというのもちょっと教えていただけたらなと思います。

吉村委員長 その辺り、ご答弁お願いいたします。

植田人事課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

場所なんですけれども、今考えておりますのは4階に座っていただこうと、もう一緒に業務していただこうと考えております。場所については以上でございます。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの大変な部署というご質問なんですが、具体的に申し上げるのはなかなか難しい 点はあるんですけども、全て、皆大変な部署と言えるところもあるんですけど、特にやはり 今、対策室とか設置しておるところは、やっぱりコロナであるとか庁舎再編であるとか、そ のような部署は特に力を入れて重点的に職員配置しておるという意味で、大変なところとい う部分はあると考えております。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと部署というか、更なる充実ということを言われているから、例えば住民監査とかがいろいろあったときとかに対応するのも大変やとか、例えばそういう何が大変なんかなというところを聞かせてもらったらというところやったんですけどね。

吉村委員長 その辺りはいいですか。求められますか。

溝尾副市長。

- **溝尾副市長** この定数条例というのは上限を決めるものでして、3人だからといって、3人にしなければいけないというわけではまずないと、2人でも3人でもできるというのがまず1点です。少なくとも上げた理由として、来年度は奈良県市議会議長会の会長市でございますので、そこについては、今、議会事務局の職員と監査委員事務局の職員が兼務をしているということもありますので、そこについては少なくとも配慮しないといけないだろうということで、定数3人とさせてもらっています。その翌年度以降の体制をどうするかというのは、またその年度年度で考えていきたいと思っております。
- **吉村委員長** 来年度、私どもの市議会の議長が奈良県市議会議長会の会長になられるということもご ざいますので、それもあるということです。

ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 おはようございます。 2人から 3人ということで、ちょっと私聞き漏らしていたらご説明 いただきたいんですけども、総量はどうなんのか。今のここにおられる方を監査委員事務局 のほうに行っていただくという考え方なんか、 1人増えるということですのでね。どこが減るということはここに明記されてないので。先ほどちらっと、議会事務局におられる方がそ ちら 4階のフロアに専任として異動される的なご説明ございましたけども、その辺もうちょ

っと減ったところの補いとかも含めて、いやいや、全体として1人増えるんだと。総量として、職員の数として。どこで調達するのかなというところまでご説明できますか。

吉村委員長 増田委員の今のご質問は、条例に関するというよりも実際の運用についての質問かなと 思いますけれども、これについては特に。

溝尾副市長。

満尾副市長 人員配置につきましてはちょっと別の話なので、今いる方がどこに行くという話とは別でして、まず、この更なる充実とも掲げておりますけれども、しっかり3人体制を充実するということが前提です。だからといってほかのところは減らすというわけではなくて、監査委員事務局職員のところをしっかり1名増員する体制を制度的に設けるというような今回の条例となっております。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 最後の一言で分かりました。制度的に3人にまで増やすことができる条例をこういうふうに変えたと。2人を3人に変えたと、こういう解釈ということですね。分かりました。

吉村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第2号、葛城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正することに ついてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣部長。

高垣企画部長 よろしくお願いいたします。

ただいま上程となっております議第2号、葛城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、改正の理由及び内容についてご説明申し上げます。

初めに、本条例を改正する背景及び主な内容についてご説明申し上げます。お手元に配付 しております資料をご覧ください。

葛城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の改正概要でございます。職員の意に反し

て降任、免職、休職、降給の処分がなされる分限処分は処分を受ける事由を地方公務員法または条例で定めなければならず、その手続及び効果を法律で定められている場合を除き、条例で定めることとなっております。公務能率の維持及び能力・実力主義に基づく人事管理の観点から、勤務実績不良、心身の故障、適格性欠如等により職務遂行困難な職員に対しては厳正に対処する必要があります。改正前の条例には、休職の事由並びにその手続及び効果について規定はあるものの、降給の事由、手続及び効果についての規定がないため、必要な規定を追加し、所要の改正を行うものです。分限の種類、事由及び効果を一覧表にまとめております。下線部部分が今回の改正により追加する部分でございます。

まず、分限の種類、降任及び免職でございます。地方公務員法第28条第1項に規定されて おり、人事評価または勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績がよくない場合、心身の故 障のため職務の遂行に堪えない場合、そのほか、その職に必要な適格性を欠く場合とされて おります。降任の効果は、現在より下位の職制上の段階の職に任命すること、免職の効果は、 職を免ずることでございます。

次に、降給でございます。今回の改正で追加する部分でございます。降給には2種類ございまして、降格と降号でございます。

降格の事由でございます。今回の改正で追加します条例第2条の3に規定しています。まず、①人事評価または勤務の状況を示す事実に照らして、事務実績がよくない場合で、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されず、その職務の級の職務の遂行が困難な場合でございます。次に、②心身の故障のため職務の遂行に堪えない場合、次に、③その職に必要な適格性を欠くと認められ、指導その他の措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠く状態が改善されない場合でございます。

また、地方公務員法第28条の2第1項の規定により、地方公務員の定年引上げに伴い導入 されました管理監督職勤務上限年齢による降任、いわゆる役職定年により降任と同時に降格 する場合でございます。降格の効果は、職務の級を現在より下位の職務の級に変更すること でございます。

次に、降号でございます。降号の事由は、今回の改正で追加します条例第2条の4で規定します。人事評価、または勤務の状況を示す事実に照らして勤務実績がよくない場合で、指導その他の措置を行ったにもかかわらず改善されず、その職務の級の職務の遂行が可能な場合でございます。降号の効果は、職員の号給を現在より下位12号給以内の号給に変更することでございます。

最後に、休職でございます。休職の事由は、地方公務員法第28条第2項に規定されており、 心身の故障のため長期の休養を要する場合と、刑事事件に関し起訴された場合でございます。 休職の効果は職務に従事しないことでございます。

本条例の改正概要は以上でございます。

続きまして、新旧対照表に基づきまして、改正箇所をご説明申し上げます。新旧対照表の 1ページをご覧ください。左が改正前、右が改正後でございます。

第1条、趣旨でございます。本条例の根拠条文に、地方公務員法第27条第2項を追加いた

します。同項では、職員は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがないとされています。

第2条の2、降給の種類の新設でございます。降給の種類を降格、降号並びに定年引上げにより導入されました役職定年による降給と規定します。降格は、職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することを言い、降任に伴うものを除きます。降号は、職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することを言います。また、法第28条の2第1項、ここでは役職定年のことを規定しておりますが、役職定年により降任し、降格することを職員の意に反する降給に含めることとします。

第2条の3、降格の事由の新設でございます。ここでは、降給の種類のうち、降格について、降格を行うことができる事由を定めます。第1号では、勤務実績が不良な場合を定めています。職員の人事評価の結果が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるときとしています。

第2号では、病気の場合を定めています。心身の故障があると診断され、その故障のため 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない事が明らかな場合としています。

第3号では、適格性が欠如していると認められる場合を定めています。職員がその職務の 級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる 事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措 置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないときとしています。

第4号では、職制、定数、改廃等があった場合を定めています。職制若しくは定数の改廃 又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合としています。

次に、3ページをご覧ください。第2条の4、降号の事由の追加でございます。ここでは降号の種類のうち、降号について降号を行うことができる事由を定めます。降号は職員の人事評価の結果や勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が不良であると認められるが、その職務の級に分類される職務を遂行することが可能である場合において、指導等を行ったにもかかわらず、勤務実績が不良の状態が改善されないときに行うことができます。

第3条、降任、免職及び休職の手続の改正でございます。本条に定める降任、免職及び休職の手続に降号を加えます。まず、見出し部分に降給を加えます。次に第1項として、地方公務員法第28条第1項第1号、条例第2条の3第1号及び第2条の4に規定する人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合に該当して、職員を降任、免職または降給の分限処分をする場合は、公正で、かつ、客観的な人事評価又は勤務の状況を示す客観的な事実に基づいて、行わなければならないと規定します。

次に、従来の第1項を第2項とし、心身の故障のために行う分限処分に降格を追加します。 次に、第3項として職員に対し、医師を指定した受診命令に従う義務を規定します。 次に、従来の第2項を第4項とし、適格性を欠く場合に行う分限処分に降格を追加し、適格性を欠く場合に行う分限処分は、その職に必要な適格性を欠くと認められる客観的な事実に基づき行わなければならないと規定します。

次に、従来の第3項を第5項とし、職制、定数の改廃が行われた場合等に行う分限処分に 降格を追加し、職制、定数の改廃が行われた場合等に行う分限処分は、平等取扱いの原則及 び不利益取扱いの禁止に違反して行うことができないとします。

次に、従来の第4項は第6項とし、分限処分に降給を加えます。

次に、従来の第5項は第7項とし、刑事上の分限を修正します。

次に、5ページをご覧ください。第4条、休職の効果に第7項の新設でございます。休職 期間が満了すれば当然に復職する旨を規定いたします。

続きまして、6ページをご覧ください。第5条の2、降給の効果の新設でございます。第1号の降格の効果は、職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すると規定します。第2号、降号の効果は、職員の降号、降給を当該職員が現に受けている号給の下位の12号給以内の号給に変更することを規定します。

第7条、委任でございます。これは文言の整理でございます。

次に、7ページをご覧ください。本則附則第3項及び第4項、降給に関する経過措置の新設でございます。本則附則第3項では、葛城市一般職の職員の給与に関する条例附則第14項の規定による降給を、本条例に定める職員の意に反する降給とする規定を設けるものでございます。葛城市一般職の職員の給与に関する条例附則第14項の規定とは、地方公務員の定年引上げに導入される60歳到達後の給料月額7割措置のことでございます。本則附則第4項は、60歳到達後の給料月額7割措置による降給処分には、第3条第6項の規定、書面による交付の規定を適用せず、給料月額が異動することとなった旨の通知を行うこととするものでございます。

最後に附則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行します。 以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

吉村委員長 ただいま、説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私、新旧対照表の2ページのところで、降格の事由があるんですけども、任命権者は、職員が次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合ということで、降格の事由を挙げられておるんですけども、1つ目は、職員の人事評価の結果が最下位の場合、そしてまた、心身の故障があると判断された場合、そしてまた、職員の適格性を欠く場合として、これは、こういう場合は致し方のない場合であろうかと思うんですけども、この一番下の4番目の理由、職制もしくは定数の改廃、だから組織の改編が行われて、もし定数が減った場合、やはり降給、降格、そういうことというのはあるんでしょうか。本人にそういう職制を欠くような事由がない場合は、やはり生涯賃金にも関わってきますので、そこらはどうなんでしょう。そういう場合も考慮されとる、そういう場合もあるんですか。

吉村委員長 今の質問は、本人に原因がない場合にもかかわらずという場合ではないかという旨の質問でありますけれども。

植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いいたします。

制度上こちらのほうに設けさせていただきますけれども、なかなかこういうふうな事例は 生じてこないのではないのかなとは思っております。

以上でございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 制度上こういうふうな文言、盛り込まれておるけども、実際はなかなかそういう場面 というのはないということで判断してよろしいんでしょうか。分かりました。

吉村委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

横井委員。

横井委員 横井が質問します。ここ、条例第2条の3に規定の③のところ。その職に必要な適格性を 欠くと認められ、指導その他の措置を行っても適格性を欠く状態が改善されない場合、この 中のその職に必要な適格性という中で、私はここで質問をします。例えば、領収書とかそう いうお金、交付金とか助成金とかチェックする部門があって、そこで、例えば領収書に印紙 が貼ってないとか、そして例えば、足し算の数字が合うてないとか、明らかに領収書をあげ なければならないところをメモ用紙で渡したとか、こういうような場合は、チェックする部 門として適格性に欠けていると判断するのですか。 I S O 用語では力量評価というのですが、ここではそういうのはないと思うんですけど、この力量ですね。この印紙、貼っていない領 収書、これはN G やと見抜く力、足し算が合うてる、やっぱりチェックする、これを、あれ、 数字が合うてないよというふうな見抜く力、これを力量というのですが、その辺に対しては、こういう場合は、発生した場合は、この条例第2条の3の③に適合するのですか。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いします。

個々のいろんな事例があるとは思いますけれども、諸般の要素、総合的にいろいろ判断して検討して、判断する必要があると思っております。ある一定のことを捉えて、すぐにこれに該当するとかそういうことではなしに、いろんなことを総合的に判断してやっていかなければならないと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 横井委員。

横井委員 そのいろいろなことというのを待っておりました。ISO用語で言うと、この場合はコンプライアンス、法令遵守です。だから、例えば領収書の話があります。領収書がありました。印紙を貼るというのは決まっています。何ぼから何ぼと。そんなん貼ってなかったら、当然コンプライアンス違反です。そのときは適合されるのですか。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 そのことをもってのみ判断するというのはなかなか難しいのかなと思っております。

- **吉村委員長** 個々のことについては、当然、上司からの指導があるかと思います。入庁されてから常識的なこととか、そういうことは研修を受けたりとか、あと上司からの説明をした上で、だんだんと昇給とかいろいろされていった中でという、その先の話であろうと思いますので、横井委員、よろしいですか。
- **横井委員** 3回目ですね。一応、これ、ビデオに映っているんですね。ここでちゃんと質問したとい うことは記録しておいてください。お願いします。
- **吉村委員長** インターネットできちっと残っていますし、会議録にも残りますので。

ほかにございませんでしょうか。

川村委員。

(「関連ですか」の声あり)

吉村委員長 関連ですので先に終わらせてしまいます。

松林副委員長。

松林副委員長 先ほど私、4番の事由で、職制もしくは定数の改廃、予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合ということで、そうですかと、分かりましたということで、こういう場合はめったにないということでお聞きしたんですけども、じゃあこれ、わざわざないのであれば、今後そういうような事例がないのであれば、わざわざ条例にこの部分を加えることもなかったのではなかろうかなと私は思うんですけども、これ、あえてここに条例に加えられた理由とか、そういうなのは分かりますでしょうか。

吉村委員長 溝尾副市長。

溝尾副市長 制度というものは、先に決めておかないと後から決めることはできませんので、可能性 としてはすごい低いかとは思いますけれども、ゼロではないものについては制度的に規定す る必要があると思いますし、他の自治体だったり、その様式例を踏まえまして、今回規定さ せていただいているところでございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 なかなか私としましても、今後こういういろいろな職員の立場考えますと、これ、あまりこの4番の項目というのは、条例の中に加えることはあまり好ましくはないのではないかなと思うんですけれども、どうしても制度上決めなければならないというのであれば仕方がないかなと思います。了解しました。

吉村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 ただいまいろいろとご説明をいただいたところでございますが、今回の改正、人事管理ということの充実という、更なる充実という観点から改正という形になったと思いますけれども、私、客観的な人事評価というのは度々出てきたわけですけれども、葛城市、その人事評価というのがどんな形で行われているかというのをなかなか聞く機会もありませんので、この際、まず基本的に、今言う特別な事情ということではなく、まず人事管理というのがあって、こういった形になっていくんだと思うんですけれども、ちょっとその人事評価について1点、どんな形でされているか聞かせていただきたい。

それからもう1点は、他市において、うちの葛城市以外、近隣市にとってこの降格という 形の条例制定の状況というのをちょっと聞かせていただければと思います。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 葛城市の人事評価ですけれども、試行から繰り返させていただいておりまして、今年 でかなりの年月がたっておるわけでございますけども、人事評価の制度を期末手当の支給割 合でありましたり、昇給、昇格の号給を上げるのにも活用させていただいております。今回 分限の条例を制定するに当たって、そちらのほうにも活用してまいりたいと考えております。 それから、他市の状況ですけども……。

(「手続きの」の声あり)

- **吉村委員長** 具体的な手続ですね、今。特に今、委員おっしゃっているのは、客観性ということが担保されているのかということ、この辺りをちょっと、こういうふうにして客観性を担保していますというところをお答えいただけたらと思います。
- **植田人事課長** まず、4月のほうに期首面談をしまして、職員の1年間の目標というのを立てさせていただきます。それから中間面談として、職員と上司が面談をして、中間的な評価をその次にやります。期末面談として、今まさにやっているところなんですけれども、上司とそれから部下が面談をして、達成状況なり職員の勤務の状態、態度というのを数値化しまして、それを評価につなげておるというところでございます。

それから、その出てきた評価の結果の点数なんですけれども、まずは各部長のほうで、各 課長の評価の隔たりがないのかというのを調整した上で人事評価調整委員会にかけまして、 そこで再度検討した上で評価につなげているということでございます。

それから他市の状況ですけれども、調べていませんので、また調べさせていただきます。 以上でございます。

- **吉村委員長** これにつきましては、分かりましたら速やかによろしくお願いします。 川村委員。
- 川村委員 客観的な人事評価という、うちの手続についてお尋ねをさせていただいたんですが、数値 化されている、点数を直接そのすぐ上の上司が、またその上の上司がというふうに、直近の 上司の評価という形でやっていって、最終的に部長で総合的な評価をするのかという、ちょっと具体的なところが見えないんですけども、その中で、縦割りという形の中で、その評価 が各いろんな部署が同じ基準で見れているかどうかというのは難しいと思うんですけども、そこら辺りを、やっぱり業務の内容にもよりますけれども、その評価が、庁内一定に評価の 基準というものが定められているのかというところは、それぞれの見方、直近の上司の見方、これが客観的な評価になっているのかというところは、ちょっと私もなかなかどんなふうに なっているのかなと、ちょっと理解しにくいところなんですけども。最終的にこういった降格という事案は、副市長、市長という形になっていくと思うんですけども、結局その見方に よって不利益になっていかないようにということを私は一番心配するわけなんですね。評価 というのは、やっぱりそれぞれ個々の見方というのはあると思いますので、その辺りが、一定1つの基準というのが実際にあって、庁内が庁舎全体として評価の基準というのが、ガイ

ドラインというかそういった基準がきちっとあって、同じような見方でクリアされているのかというところら辺は、私ちょっとそれがなければ、なかなか客観的な人事評価というふうな表現がきっちりとなされていかないのではないのかなあというふうに思うんですけども、それについてもうちょっと答弁あれば、お願いしたいところですが。

吉村委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの評価の客観性と、いわゆる平等に評価できるのかという、担保されているのか という点につきましてお答えさせていただきます。

まず、先ほど人事課長申し上げましたように、評価の流れは、実質的には課の課長補佐と 課長。課長補佐の場合は課長、部長。部長の場合は副市長、市長という流れで上位にいくよ うな感覚でさせていただいています。評価者によって変わるのではないかというご懸念かな と思うんですけど、それにつきましても、やはり対応する必要があるので、評価者研修とい う形でさせていただいております。

それと、最終的に上がってきたデータにつきましては、人事評価調整委員会という形で全体で見ながら差異のないような形で取り組んでおると。ただ、課題としてはやはり残っておる部分もありますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。今、質問のあった中で特に恣意的な評価というか、そういうことはやっぱり客観性の中で排除してほしいということと、それからあと各部署にばらつきがないのかというふうなことでしたが、これについて今、理事者側からは評価者研修というものもされているというふうなご回答でした。

増田委員。

増田委員 関連でお願いします。私もこの言葉が、客観性という言葉がどうも気になったというか、 お尋ねしたいなというふうに思っています。川村委員おっしゃっている内容と、私も心配し ている内容はよく似ているんですけども、要するに客観性、数値化をすることによって、そ の成果というものを数字で評価するということなんかなあというふうに解釈をしたんですけ ども、これコンサルタントによっていろいろと人事評価のやり方というのが変わっていると いうか、いろんな方法があると思うんです。市の職員の人事評価の点数をつけましたと。上 司がね。評価者は、要するに通知簿、その結果というものに対して、あんたは70点よ、これ で上げるよというふうに合意形成図られているのか、ちょっとそこを教えてください。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いします。

合意形成の部分ですけれども、最終的に評価者と被評価者が面談をして、評価結果を評価者が被評価者に説明するということになっておりますので、そこで意思の共有はできておるということでございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 そこがないとね。何でやねんという不満のうちに、これが人事評価になってしまうと、そ

ういうものが仕事に対する意欲低下になったりする。反省する気持ち、点数が悪かったら悪いと自覚するというふうな意味も含めまして、しっかりとこの合意形成というものを評価の中で図っていただく必要があるのかなというふうに思いました。

それからもう1点、心身の故障のため、職務の遂行に堪えない場合ということで降格をする場合があると、こういうふうになっていますけども、私の解釈が間違うていたらご指摘いただきたいんですけども、ここから先、推定の言葉ですけど、ただし自己都合による場合に限っており、職務上発生した心身の故障にはこれを適合しないと、こういう言葉があったらすごく分かりやすいんですけど、それで間違いないですかね。

吉村委員長 増田委員、今の質問の中で、途中からがもう一度お願いできますでしょうか。

- **増田委員** 例えば、これでは、ほんなら職場で起きた理由で心身の故障が発生したらどうなるんだという疑問が湧くから、ここの言葉を延長線上にもし表現するとすれば、ただし、業務上で発生した故障については、この限りでないというふうな解釈でよろしいんですかって聞いてんねん。そやけども、自分の都合で、自分のせいで心身の故障が起きた場合には、こういうことがあるよと。そやけども、業務上で起きた原因で故障した場合は、降格の範囲じゃないよという解釈でいいんですかって聞いてんねん。
- **吉村委員長** 分かりました。同様の状態であったとしても、それが本人の自己責任というか公務と関係ない部分であるのか、あるいは公務災害であるのかということで、それに差が出るのかどうかという旨の質問ですね。

植田課長。

植田人事課長 公務災害の場合ということですけども、ちょっとその事例によって判断しないといけないかとは思いますけれども、まずは病気休暇という制度もございますので、まずはしっかり治療していただくということが大事なのかなと思っております。それを治療した上で、どの程度回復されているのかとか、いろいろ総体的に調べた上でやっていかなければならないのかなあとは思っております。業務上に起きた原因でというところについては、ちょっとまた研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 よく公務災害で訴訟等が起きている場合もあります。特にそういう被害者側から言わすと、 簡単に故障したらもう職務に復帰できひんような状態になったら、まずはその職、先ほどの 松林副委員長のご心配のように、これ給料にも関わることやしという心配がある。そこでま た、いろいろと一悶着せなあかんということで。職務遂行に堪えない場合ということだけを 捉えて降格の対象になるというふうな、それは職場にとっては、これ、復帰しても以前と同 じような仕事できへんから、これもう下げてもらわなしゃないなという、そんな問題で線引 いてしまうと、職員に対するちょっと理解、欠けるような表現になっているのかなと思うん でね。ちょっと厳しい表現やなあと私もちょっと立場変わると、もう少しただし書みたいな ものがあって、そらしゃないなというふうな理解のできるような、ちょっと横に何か逐条解 説じゃないけど、職員に誤解を招かないような、そういう認識をちょっと私もしたいなと思 っているんですよね。説明の中でそうですと。ねえ、市長、そうですと言うてくれはったら、 私は職員も安心しはると思うんでね。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 ただいま上程させていただいておりますのは、降格についての規定が今までなかったということにつきましての条例の制定をお願いしているわけでございます。それで、これは当初、副市長のほうが説明いたしましたように、制度設計でございまして、必ずこうであるから降格しますという内容ではございません。こういう場合には降格することができるという条例でございますので、その例外規定を全て明示するということはありません。ですので、できる中の判断の状態というのは、いろんなケース・バイ・ケースがございますので、その都度、判断をしていくという形になります。もし例外規定をということであれば、その例外規定だけで幾つここに記載しないといけないのかということになりますので、あくまでこれはできるという表現であるということをご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 例外規定を入れよと言うているんじゃないんですわ。できるというのはこれ、市長の立場としての規定なんです。職員の立場としてはどうなんですかということを言っているので、いやいや、この規定にはこう表現しますけども、解説として、いや、この内容はそういう場合じゃないですよと。自分の職場で起きた、そういうもので、例えばけがをしたとか、心の病気になったとか、そういう場合は、この限りでないよというふうなことをちゃんと明記する必要はないですけれども、そういう意味でつくっているものですと説明していただいたら、聞いていただいている方もご安心いただけるのかなというだけのことです。ここへ書けと言うているのと違いますよ。書くとすれば、そういうふうな意味合いがあるんですよねと聞いているだけなので、もう答弁よろしいです。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

松林副委員長。

松林副委員長 今、分限処分ということで、降給、降格、降号、こういうところなんですけども、逆に客観的な人事評価によって、これ言うと分限とは違うんですけども、抜てきとか、年間4 号俸昇給するのかな、どうかちょっと私は知りませんけども、逆に人事評価によって抜てき昇給という、そういうような形も、実際、行政としてはあるんでしょうか。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。

人事評価の結果につきましては、昇給のほうにも反映させておりまして、先ほど委員おっしゃられたように4号給、1年たったら上がるわけですけども、それが人事評価の成績がよければ6号給上がるとか、そういう制度も活用しておりますし、勤勉手当の支給率も上げさせていただくというようなこともやっておりますので。

以上でございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 こういう分限制度のことを具体的に条例に盛り込まれて非常にちょっと職員もしんど いかなと思ったんですけど、また、そういう抜てきとか昇給、その部分でまたいい部分もあ るということで、少しはちょっと安心しました。

以上でございます。

吉村委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

今までこういう制度がなくて、今回新たにつくられたということで、先ほど川村委員のほうからも人事評価とリンクしているという部分と、私もそこは非常に気になっていた部分でございまして、あと、周辺自治体も含めた状況などもまたしっかりと教えていただければなというふうに思っております。実際、今回の条例に関しては、免職と降給の大きな違いというのは、指導その他の措置を行っても改善されず、その職務の級の職務の遂行が困難な場合というところで規定されているわけでございます。実際に、この条例だけではなかなかこの部分が見えてこないというものもありますので、先ほど増田委員なんかも、そういったところを非常に気にされているのかなあというふうに感じました。そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、この条例の下位規定といいますか、実際の運用に関しては、どのような規定を設けられているのかということを教えていただけますでしょうか。

吉村委員長 植田課長。

植田人事課長 人事課の植田でございます。よろしくお願いします。

葛城市職員の分限の手続及び効果に関する規則というのを制定いたしまして、任命権者が行うべき措置として、市長が定める措置というのを規定していこうと思っております。具体的には、勤務実績不良により職務遂行が困難な場合の措置を設けさせていただこうと思っておりまして、そこには、職員の上司が注意または指導を繰り返し行うことであるとか、職員の転任、その他の当該職員が従事する職務を見直すこと、また、職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること等が明記しておりますし、あと、心身の故障の休職についても所定の手続を明記させていただくというふうに考えております。

以上でございます。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 今それはもう制定完了しているんですか。今制定中というふうに考えたらいいんですかね。 作成されているということでございますので、またそれも踏まえて、やはり降給、降格、降 号となってくると非常にやっぱり職員にとっては大きな問題となってきますので、その辺り の運用をまたしっかりと、また議会のほうにもお伝えいただければなということでお願いし ておきます。

吉村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。午前10時40分から再開いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時40分

吉村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

この会期中の委員会で審査すべき案件につきまして、今回の委員会では次第に記載しております4つの事項を議題といたします。また、この委員会の終了後に、6月定例会までに調査すべき事項等をご協議願いたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、1番、道の駅に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

早田産業観光部長。

早田産業観光部長 おはようございます。産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

道の駅に関する事項ということで、先月25日に開催させていただきました道の駅における ちゃんこの振る舞い、それから、それに関係するけはやまつり、宮城野親方の講演会につい てご報告させていただきたいと思っております。

まず、朝午前10時30分から相撲館におきまして、けはやまつりを開催させていただきました。宮城野親方が蹶速塚にお参り後、土俵の上で引退と親方としての報告をしてくださいました。その後、道の駅かつらぎに移動していただきまして、宮城野部屋の若手力士3名が、朝8時からちゃんこを作って振る舞いをしてくれておりました。1杯300円で販売させていただいたところ、約850杯ほど売れたという報告を受けております。けはやまつりが終わった後の親方が道の駅に来られまして、ちゃんこの振る舞いにも参加していただきました。当日の道の駅かつらぎの売上げにつきましては、通常の土曜日に比べまして1割増という報告を受けております。また、道の駅かつらぎの中にあります観光インフォメーションセンターにおきまして、宮城野親方にお借りさせていただきました内閣総理大臣杯であるとか、横綱の化粧まわし3本、それを当日だけの特別展示を開催させていただきました。その後、新庄

文化会館マルベリーホールにおきまして講演会を開催させていただきまして、PA席、来賓者を除き668席、全てのチケットが完売いたしました。講演会の終了後、観光大使就任式を開催させていただきました。その内容につきまして、商工観光プロモーション課で確認できている状況でありますが、報道といたしまして、新聞社3社、それからテレビ局1社の開催の報道がございました。また翌日には、宮城野親方自身がインスタグラムで奈良県の葛城市の観光大使を拝命したことをご報告していただき、また、毎年、大阪場所前には蹶速塚にお参りすることを明言していただいております。また、その関係で本日、明日と道の駅かつらぎのほうでちゃんこのキッチンカーをしていただくという流れにもつながっておりますので、今後、この観光大使就任が地域活性化につながるものと考えております。

以上でございます。

吉村委員長 ただいまご報告いただきましたことにつきましては、当日大変にぎわったというふうなこと、本当に記憶に新しいことであります。今後にもつながるというお話でありますけれども、このことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 僕、一般質問でもちょっとお話させていただいて、議長とも一緒に道の駅でほんまに大に ぎわいでいい事業だったんじゃないかなとほんまに思っておりまして、やっぱり宮城野親方 に就任いただいた中で、やっぱりこれを継続してほんまに活用させていただいて、していかんとあかんと思います。今、観光大使になっていただいた中で、前の女性の方もいはったと 思うんですけど、今ちょっとフェードアウトして、結局そのまま残られているのかどうかと いうところもありますし、やっぱりそういうふうに絶対したらあかんと思います。これやっぱり相撲発祥の地というところもきっちりありますので、それはちゃんと継続して、また観光協会のほうも、きっちりと見直しをしていかんなん時期にも来ていると思いますので、その辺、僕一般質問でもお話させていただいたように、よろしくお願いしたいなと思います。

それと、僕、それはそれでお願いしておきたいんですけど、ちょっと道の駅に関する事項ということで、どこまでをお話したらいいのかというところなんですけども、多目的広場の使い方もあり、今度ちゃんこのコンテストとかをしていくイベントでしていくというところなんですけど、いつやったかな、サウンディングを実施されたと思うんですけど、今どういう状況であるのかというのと、それと、多目的広場以外の民間の土地、しあわせの森公園のほうに、道がずっ一とつながっていっています。例えば西側のほうになんのか、北側のほうになんのかな、山向いて向かったら竹やぶとかあって、そういう民間の土地、田んぼとかがあるんですね。そういうところの活用というか、民間の土地なんですけど、そこも含めてどういうふうに、駐車場が足りないとかもあると思うので、どういうふうな形であそこら辺を考えられているかというのもちょっとイメージがあればお聞かせ願いたいなと思っています。要は自分ところの多目的広場、市が持っている多目的広場だけじゃなくて、道沿いには民間の土地もあります。例えばそういうところのことも含めて、どういうふうな利活用というか、してもらえたらいいんかなというところも、ちょっと答えれるんやったらちょっと教えていただきたいなと思っております。

吉村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいまの質問に私が答える立場にあるのかということもあるんですけども、まず、サウンディングは商工観光プロモーション課で実施させていただきましたので、その中で、2月の協議会の中でもご報告させていただきましたように、3社のサウンディングが行われて、2社の方はしあわせの森公園であるとか多目的広場の部分についてのご提案もいただきました。その2社ともが、今の道の駅の駐車場の規模という部分では、土曜日、日曜日の状況から言いますと、もう今の状況で満車になっているという時間帯が多く見受けられると。その中で、今回、今年商工観光プロモーション課のほうでイベント等を企画しておりますので、先日のちゃんこのイベントにつきましては、職員の応援でありましたり、商工会青年部の応援をいただきまして、スムーズな駐車場の活用ができて、そんな大渋滞というような状況にはならなかった。道の駅かつらぎともお話している中では、今年1年、いろんな形で多目的広場を活用したイベントを商工観光プロモーション課のほうで実施させていただいて、駐車場がどれぐらいの規模で足らないのかといったこともこの1年検証させていただいて、今後の利活用を含めて市役所内で検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 そうなんです。駐車場が少ないというのは本当に聞いておりまして、例えば民間の土地があるんですけども、そこが例えば、勝手にこれ、また金属のそういう受入れの場所になったりとか、そういうようなことって、考えられることなんですね、あそこと言うたらね。だからそういうことにならんようにするにも、ちょっと何かしらやっぱり、市としても、あそこの区域というのは、こういうふうに進めていくよというのがやっぱり方針として出していかんと、こっちでいろいろにぎわいの場所をつくって、公園も含めてきれいにしているのに、はたや道路を隔てて民間の土地には、いろいろあんまり目に触れたらあかんようなものとかが来るというのは、ちょっとやっぱりどうかなと思いますので、その辺やっぱり何かしら市のほうでも対策を立てやなあかんのかなというところで、今お話をさせていただいたところでございます。ちょっとその辺、安川理事のほうからでも、何かそういうイメージというのはあるんかなとかありますかね。都市整備部として。

吉村委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部の安川でございます。

ただいまの西川委員のご質問についてなんですが、現在も、規制とかについてはいろいろ研究はしておるんですが、なかなか適当とするか適用的な対応が難しいという状況なんです。ですので、お願いなりという立場ではありますが、その辺のところをちょっと考えながら進めたいとは思っております。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 そうですね。例えばそういうほんまに有価物の、そこの地主に、こういうふうなことで考えているので、やっぱり市としても何かしらそこに関しては協力していただきたいというこ

とは、やっぱりちょっと民間の土地なので、使い方、それは決められへんとは思うんですけど、やっぱり市としてはこういうふうなことで考えているからということはアプローチしてもええんじゃないかなと僕は思って、ちょっと発言をさせていただきました。

以上です。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 先ほど西川委員もおっしゃっていましたように、非常に、宮城野親方、おいでになって、 葛城市を有名にしていただくといいますか、立て役者として今後、観光大使として活躍して いただくということで非常に期待をしておるところでございます。このお話が、あまり早く から聞いてなかって、そんなことをしていただけんねんなというのが、実施をされる1か月 ぐらい前ぐらいのタイミングであったんかなと、私ら聞いてね。聞きたいのは、こういう有 名な方が葛城市においでになって、観光大使までやっていただくという、そういう至った経 緯についてちょっと教えていただけますか。

もう一つは、観光大使という職に就いていただくんですけども、市として、先ほどちょっとお話ございました大阪場所の際、蹶速塚にお参りいただくと。観光大使にやっていただきたいと思っている、こういうことをしていただきたいなというふうなことも期待をしているといいますか、お願いしたい、観光大使としての職責と言うたら失礼ですけど、こういうことを今後やっていただくんだということも、もしお持ちであればお聞かせを願えたらと思います。

吉村委員長 早田部長。

早田産業観光部長 ただいまの増田委員の今回の開催に至った経緯ということについて、まずご答弁 させていただきたいと思います。

まず、11月3日に葛城山麓ウォークございました。そのときに、梅乃宿酒造のところで、道の駅かつらぎであったり、ほか数店舗の物産展みたいなことをしていただいておりまして、私のほう、そちらのほうにお顔を出させていただいたときに、前回相撲館の地鎮祭のときにお世話になった方をお見受けさせていただいて、コロナも収束に向かっている中で、前々から、宮城野親方、元横綱白鵬のほうから、蹶速塚のほうに2回お参りさせていただいたときに、たまたま2回とも大阪場所を優勝され、お礼参りにお伺いしたいというお話を聞いておりましたものですから、今回コロナが明けた中で、蹶速塚のほうにお礼参りでも来ていただけたらありがたいというお話をさせていただいたのが発端でございます。

ただ、宮城野親方につきましても、1月28日に、断髪式を控えておりましたので、なかなか正式なお返事はいただけておりませんでした。その直前に、どうにか2月25日でしたら日本相撲協会のほうから、何か場所前2週間前からは外出禁止というようなお話で、2月25日でしたら葛城市のほうにお伺いできるというお話をいただきました。そういった経緯で、その2月25日が蹶速塚にお参りいただけるということでした。だからその流れの中で、葛城市としては、道の駅かつらぎのインフォメーションを中心とした機能強化を今年度から進めておる中で、どうにか宮城野部屋の若い力士に、ちゃんこの振る舞いを一緒にやっていただけ

ないかということを打診させていただいて、ご了解をいただいたというところです。 1月28日の断髪式後に、できれば観光大使、今までいろいろご協力いただいている宮城野親方に、ぜひとも葛城市の観光大使に就任いただけないかということを打診させていただいたところ、2月の初めに観光大使をお受けするというお返事をいただいたという中で、初めのお礼参りからだんだんイベントの規模が大きくなったというのが事の経緯で、講演会のチケット販売も、2月10日が初日だったと思うんですけども、2週間という期間しか周知できませんでしたけども、ありがたいことに完売させていただいたというところです。

それから、今後の宮城野親方にお願いしたいというところでは、昨日の西川委員の一般質問でもご答弁させていただきましたように、来年度はちゃんこのコンテストというのを商工観光プロモーション課のほうで新年度予算でお願いしているところです。そういったちゃんこのコンテスト等で審査員としてもぜひとも葛城市のほうに来ていただいて、相撲イコールちゃんこ、食の切り口でPRしていきたいということを考えております。

以上です。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 よく分かりました。大変そういう交渉事は、こういう有名な方に承知していただくについては、ご苦労があったと思いますけれども、非常に市民の皆さんからも好評でしたので、今後とも大使として、このちゃんこのコンテストであったり、それからいろんなイベントにご参加いただいて、地域活性のための一翼を担っていただくことをお願い申し上げて終わります。

吉村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、2番、尺土駅前周辺整備、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題とい たします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

安川都市整備部理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部の安川です。よろしくお願いします。

まず、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてでございます。配付させていただいて おります資料、お願いします。

工事のスケジュール表、エレベーター設置付近の写真、計画位置図、駅前仮設道路計画図をひとまとめにさせていただいた資料でございます。事業の状況についてですが、エレベーター等の設計業務は完了にかかっておりまして、引き続いて近鉄との協議を行い、エレベーター設置工事と同時並行で、葛下川に設置した橋と道路のすり合わせ工事を施工していきます。仮設道路の設置については、エレベーターの設置後となります。詳細につきましては、建設課長より説明させていただきます。

吉村委員長 竹本建設課長。

竹本建設課長 建設課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、尺土駅前周辺整備事業につきまして、現在の進捗状況を報告させていただきます。

まず、先ほどの資料の左下の計画位置図で施工場所の位置関係を説明させていただきます。 位置図の左側の赤色の枠に橋の取り合い道路工事を、中央の紫色の枠にエレベーター工事を、 緑色の枠に駅前仮設道路工事をそれぞれ色分けして施工場所を示しております。計画位置図 の赤枠の場所で、今年度予定しておりました葛下川橋梁工事並びに市道八川保育所・尺土線 の道路改良工事につきましては、先月の令和5年2月に全て竣工しております。

次に、資料の左上の工事スケジュール表で、令和6年度までのスケジュールを説明させていただきます。まず、最上段のエレベーター等設計業務は、昨年度から引き続き進めており、間もなく設計業務が完了します。今後、近鉄と協定に向けた協議を引き続き行い、工事委託の仮協定を令和5年5月末までに交わす予定をしております。その後、令和5年6月議会で協定について議決をいただきましたら、7月からエレベーター工事の着手の予定であります。エレベーター工事につきましては、令和5年度中に供用開始を見込んでおりましたが、今般の経済情勢により鉄鋼等の資材調達に時間を要することで、工事が遅れることになりました。エレベーター工事期間は1年2か月を予定しており、令和6年8月から9月頃の完成予定でございます。しかしながら住民の期待も高く、利便性の向上を図るためにも、一日でも早い完成を目指して努力させていただきます。

橋の取り合い道路工事は、令和4年度で完成いたしました葛下川の橋との取り合い部分の 道路工事を令和5年度に予定をしております。

駅前仮設道路工事は、エレベーター工事完成後に令和6年度で予定しております。エレベーター工事完成後に施工します駅前仮設道路計画図は、前回の総務建設常任委員会の調査案件の報告の際に提示させていただきました図面と同じものになります。右下に示しております駅前仮設道路計画図では、黄色で歩道を、赤色で横断歩道や区画線を示しております。

なお、仮設道路工事につきましては、前回の総務建設常任委員会でも各委員からご意見いただきましたように、通学路の安全対策、地下道の出入口付近の安全対策等、警察協議を踏まえて最善の対策を行ってまいります。また、完成までの仮の駅前広場内の利活用も、十二分に検討の上、進めたいと考えております。

最後に、用地取得につきましては、未契約者1名の方とは、引き続き交渉中でございます。 対象の方に対しては鋭意努力しておりますが、なかなか折り合いがつかず、同意が得られて いない現状でございます。

また、事業認定の進捗につきましては、認定庁の奈良県と事前協議もほぼ整いまして、地 権者との交渉を鑑み、令和5年度に事業認定の申請を認定庁の奈良県へ提出する予定で進め ております。

以上、報告とさせていただきます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。 増田委員。

増田委員 現状を先ほどご説明いただきましたけども、葛下川の付近の橋はつけていただいた。あれ、

ちょっと私見てて、あれ、この橋の幅って狭いなと感じたのは、東向きの道路の分の付け替え、ほんじゃ西側はその隣に今つけていただいた橋の南側に西向きの道路が追加されるというふうに理解してええのか、今つけていただいた新しい橋を南側にある欄干をまた取り外して拡幅の再工事をされるのか、ちょっとそこんところ分かりにくいんでね。あの幅ですと、東向きの道路分の幅しかないんでね。それどういうふうに今後、工事、この赤い枠で示されてんの、ちょっと分かりにくいので教えていただきたい。

それから、仮設道路のイメージをここに図に示していただいて、未契約者の土地を避けて、 交互通行の形で用地買収済みの用地に仮の道路を設置されるというふうに認識しているんで すけど、この未契約者の方の契約、お話が済まないと、最終的な計画図というのは示されな いから、この仮道路計画図でとどめておられるのかなあと思うんですけれども、以前に私、 お願いしましたように、最終的にどういう形になんのんかというイメージが、説明いただけ る範囲内でお聞かせを願いたいなというふうに思います。

その中で、昨日の一般質問された内容のことに関してちょっと感じたこと。別にその人とお話ししたわけでもないんですけど、こういう特急の止まる尺土駅構内にはトイレはありますけども、こういうターミナルのスペースの中にトイレの設置も有効かなと思うんです。ただ、このターミナルの南側には公園があって、そこにトイレがあるのでそこを使えというふうに考えておられるのか、いやいや、そうですねと、このロータリーにも少しトイレがあれば便利ですよねというふうなことも、今後、検討材料として有効かなと思うんですけれども、その辺のお考えもお聞かせを願いたい。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

ただいま増田委員のご質問のまず1点目の、昨年度させていただいた橋梁でございますが、昨年度させていただいた分が最終的には車道部分の橋梁全体の全幅でございまして、片側3メートルの路肩50センチメートルで、片側3.5メートルの全幅で7メートルの車道の橋となります。あと、今つけました橋の南側にあります現道の部分については、歩道部分になる用地になります。最終的にはそこが歩道になる部分となります。昨年度させていただいた、架け替えさせてもろた橋の部分が全幅で7メートルございまして、その部分が車道部分になります。今現在、まだ北側を通しておりませんので、通っている車道部分が南側歩道の用地となる部分とご理解いただきたいと思います。そして、最終形の用地交渉完了後の整備計画については、来年度から進めるエレベーターがつながりまして、最終的な歩道と広場内の整備をさせていただくイメージで、平面的に地下道を現状での形で今のところは考えているところでございます。ターミナル内のトイレについては、今計画の中ではありませんので、その辺りは改めて研究させていただきたいと思います。

吉村委員長 補足ですね。安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 都市整備部、安川でございます。

仮設道路の設置についてのご質問があったかと思います。契約が終わらないと仮設道路は 進めないのかという質問であったかと思うんですけど、それは、買収の契約が進まなくとも、 この形で未契約者にはご理解いただいて、この仮設道路を設置するということでございます。 **吉村委員長** 増田委員。

増田委員 ちょっと違って、最終的な、これ仮設道路計画図やけども、最終的にこの家の用地の契約ができた段階で、ここをこういうふうに施設整備をするんだというのは、用地交渉が済まないと、先走ってそういう計画を出されへんから、今はこの囲み、用地買収済みの用地をこういうふうに活用するんだというところまでの計画しか提案をされてないんでしょうねということを聞いているんですよ。私は、最終完成予定図というのはそうやと思います。これ、見込みでね、地権者の合意形成も図れない段階で、ここの土地こうしまんねんというふうなことも、私は表現できへんから、今日の資料の中に最終完成図は示されてないんかなというふうに、そういうふうに理解したんですけども。それはもうよろしいわ、別に。ただ、最終完成予定図の中に、私が言いたかったのは、そんなことも検討されたらいかがですかと言うただけなので、それ以上のことを求めているわけでも何でもございません。

それから、最初の道路、橋梁部、私、どう見たかって、あれ西から見て、保育所からずっとあの道を見たときに、あっこに接続するには、あの橋の工事をされた部分が従前西側の道路から狭なっているような気がするんです。あのまま真っすぐ東に延長したら、あの橋の右側の欄干、ちょっと食い込んでいるんじゃないかなというふうに思ったので、いや、もう少し南側にももう1レーン、西向き道路が拡幅されて、歩道とのセットで第2期工事をされるのかなというふうに感じたので。ここには赤い囲みでしか表記されてないので、現況の道路に対して今新設された橋梁がどういうふうに装置されたのかというのがちょっと分かりにくいんでね。現場見ないと分からへんし、写真もないので分からへんけども、私の間違いやったら言うてくださいよ。西から見て、保育所からずーっと見たときに、あの橋は直線でつながるんですよね。それやったらいいんですけど。その確認だけもう一回ちょっとさせてください。

吉村委員長 その辺り確認よろしくお願いします。

竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

見た目に、今現道、西からの道と橋の上の幅が狭く見えるんですけど、同じ幅での通す形で計画はしております。あと歩道部分は、その橋の部分で若干前後の部分と取り合いで狭くなる部分はあります。ご理解いただきたいです。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。

吉村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 ちょっと確認をさせてください。駅前仮設道路の計画図、右下の図面を見ているんですけれども、西側から来る車は直進できると。東側から来る車は迂回をすると。一方通行ということでよろしいですね。まずその確認。その際に、ここ、東から西に行くときに、左へ迂回してくださいとか、そういうものがあるのか。要するに、直進してしまわないのかというこ

とをちょっと懸念するんです。今ここの道路、例えば、ここに毎日送迎される方とか、そう いった繰り返しここを通られる方はある程度それは認識されるんですが、ここをたまたま通 られた方が、例えば、逆に真っすぐ行けるか、もちろん道路の誘導としての交通のルール上、 左に行かないといけないということがしっかり認識できればいいんですが、警察関係も入っ ていただいていると分かっているんですけども、今や逆走するような時代ですから、そのま まちょっと先見て、例えばずるい考えでもう行っちゃえというて行くようなことにならない のかとか、それからやっぱり左に迂回してください、今この工事で迂回せなあかんねんなと、 くるっと回らなあかんねんなという誘導をきちっとできるような、そういうものをちゃんと しておいてほしいなと。やっぱり地域、そのエリアに知識のない方は、やっぱり先が見えて いる、見通しがいいのに左に曲がるということがなかなかその際、際で認識できるかという ところを心配するので、やっぱり左へ迂回くださいとか、そういった看板が必要なんかなと いうふうに私は思うんです。いろんな運転認識をちゃんと持っていらっしゃる方は道路の誘 導のままに行くんですけども、なかなかこの極端な曲がり方をするということは、目の前に 直進車線があるので、やっぱりそういった間違った認識の中で直進してしまわないような形 をぜひともきちっとやっておいていただきたいなと思います。西から東に行く方はもうただ 直進すればいいと思うんですけど、このようなあまりにも極端な迂回の仕方をしなければな らないという、幾ら仮設でも、この時期がどれぐらいかかるかというのは分かりませんけど も、その辺ちょっとどんな対策を考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただければ と思います。

吉村委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 その対策については警察とも協議はしておりまして、明示、特に 白線の表示と、あとはポストコーンというオレンジのポールを道に立てるとかいう方法と、 あと表示板、看板、その辺をしっかり注意喚起した中で進めていきたいというところで考え ております。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 ぜひ、念には念を入れてやっておいていただいたほうが、夜間なんかは特に直進してしま うようなことが考えれるような条件ですので、ぜひともその辺の徹底はしといていただきた いというふうにお願いをしておきます。

吉村委員長 ほかにありませんか。

西川委員。

西川委員 ちょっと今の川村委員との関連、僕はちょっと歩道のほうなんですけど、黄色で描かれているところ、今斜線のところが、これが今歩道というところなんですね。ここ、ちょっと僕も朝とかたまに立ったりもさせてもらっていたときに、要は、尺土南有料自転車センターという自転車置場があるんですね。尺土南有料自転車センター、要は駅の西側ですね。駅舎の西側に自転車の置くところがあったり、結構狭い歩道なんですけど、今その際の歩道なんですけど、結構人が多く通行されているんです。また、東からは朝、保育所に行く園児たちがずっと歩いてくるわけです。そうなったときに、これ結構な距離なんですよね。こうぐるっ

と回らんなんというか、黄色でこれ描かれているというたら結構ぐ一っとこう回っていかんなあかんのですけど、これ、駅結構みんな走ってはるんですよね、朝。わ一っとこう急いではって。ほんでこのときに、ここしか行かれへんみたいなところになったときに、電車遅れるわみたいなことになるのと違うかなというふうな懸念があるんですね。この上は、これエレベーターつけるからここ多分上というか、今通られている細い歩道というんですかね。要はスロープがあってそれと並行に歩道があるんですけど、そこのどんついたら多分これエレベーター、ここに今つくられると思うんですけど、要は、そっち側に歩道というのは何かしら考えていかれへんもんなんか、ずっとこれぐるっと回らんなあかんもんなんか、ちょっとその辺教えていただけたらなと思うんです。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

ただいま西川委員のご質問ですが、今、道路北側の歩道ですけども、エレベーターはつきましても、エレベーターは今、仮の歩道状態ですけど、その部分の歩道部分を確保した中で、エレベーターは、その分若干南に振った形でエレベーターを設置させていただく形でございまして、そして、駅への利用者に関しましては、仮に南側の歩道を西か東から来られても、仮設の広場内のそれぞれの入り口付近に赤色で描いていますけども、横断歩道もございますので、そこで横断いただいて、駅側に渡っていただく動線は通っていただけるという考えでおります。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 ちょっと僕の説明があれやったんですかね。要は、ここのこの直線のラインあるでしょう、こうこうびゅっとこう、そこが通れるように、これ横断歩道分かりますねんで。横断歩道分かるけど、ずっとぐるっと1回南に回ってまた駅のほうに横断歩道で行かんなんのかということですね。真っすぐずぼんと行ったはるんでね、今。説明の仕方、ちょっと難しいんですけど大体分かってくれはりますか。

吉村委員長 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 工事中は歩行者は通れるような形で、仮設の歩道をつけた中で施工します。ですので、歩行者は通れるんですけど、ただちょっと子どもとかの通学路であった場合であれば、その辺はまたちょっと教育委員会とも相談した中で進めたいと思います。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 分かりました。今、一応ここに書かれてないけど、仮設でまだここには書かれてないけど、 これも仮設なんかな、やけど、一応通れるようにすると。安全もきっちり対策を整えてして いくということですかね。分かりました。

吉村委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私、お伺いしたいのは、この駅前仮設道路計画図面の中で、今まだ未契約者のおうちがあると思うんですけども、南北に走る地下道、尺土駅を挟んで、あれが、もしここが契約が完了すれば、この下までもっと南北の地下道が南に延伸されて、出口がロータリーの中ぐ

らいに、南北に走る地下道の出口がロータリーの中ほどまで来るということになると思うんですけども、これ、なかなかちょっと契約も難航しているというところで、これ事業認定、今、されたと。令和5年度中にはされるということで、これちょっと教えてほしいんですけども、事業認定をされて、よく言われておりました法的措置も視野に入れながらという、昔以前よくおっしゃっておられたんですけども、事業認定されることが前提でされてから、ちょっと前に進んだという考え方でよろしいんですか。法的措置ということも。これは前に進んだということですかね。事業認定されることが前提で、それで法的措置が前に進むということでしょうか。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

事業認定につきましては、先ほども説明しましたように、令和5年度に申請を予定しているところでございますが、申請をした後に書類審査を経て、収用委員会等の開催であったり、地元の説明会の開催など、法的諸手続を進めた中で強制収用という形になるものでございまして、最終的には、すぐになることもございますが、過去の事例からも、強制収用に至るまでには5年ほどかかると考えているところでございます。

吉村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 要するに法的措置をその段階まで至るまでには、まず事業認定ということがあって、 それから地元の説明会いろいろあって、5年ほどかかるという考え方でよろしいんでしょうか。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 大体過去の事例から5年ぐらいはかかると見込んでいるところでございます。

吉村委員長 見込みだということですね。よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようでしたら、続きまして、国鉄・坊城線整備事業につきまして、ご報告を願います。

安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてでございます。 配付させていただいておりますので、資料をお願いします。写真がJR架道橋の状況でございます。事業の状況についてでございますが、現在、ライフラインの本設工事を行っておりまして、本設工事が完了次第、令和6年4月、開通に向けて道路工事を行っていきます。詳細につきましては、建設課長より説明させていただきます。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課の竹本ございます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、国鉄・坊城線整備事業につきまして、現在の進捗状況を報告させていただきます。初めに、今年度予定しておりました工事につきましては、ただいま配付の資料の左下の計画位置図の赤枠内の左側の場所で、架道橋接続部分の工事が令和4年10月に竣工いたしまして、それに続いて、同じく計画位置図の赤枠の右側の場所で道路改良工事も先月の令和5

年2月に全て竣工しておるところでございます。

次に、左上の工事スケジュール表で、ライフラインの本設工事並びに道路工事についてのスケジュールを説明させていただきます。最上段からでございますが、現在施工しております下水道管本設工事は、令和4年10月の架道橋接続部分の工事の竣工後に設計変更が必要となりましたので、予算を繰越しさせていただき、令和5年6月竣工予定でございます。吉野川分水管本設工事は、今月の令和5年3月竣工予定でございます。ガス管本設工事は令和5年8月に、水道管本設工事は令和5年9月にそれぞれ竣工予定でございます。そして、架道橋の最終の道路工事は令和6年3月末竣工予定で、令和6年4月より利用してもらえる予定でございます。

次に、右下のJR架道橋ボックス構造体断面図で、歩道内のライフラインの本設管の位置 関係を色分けで示しておりますのでご覧ください。下水道を赤色、吉野川分水を青色、ガス を緑色、水道を水色でそれぞれ表示をさせていただいております。

次に、道路詳細設計委託業務につきましては、JR架道橋の東側から甘田川までの間など 未実施の箇所についても順次実施しております。また、用地につきましては、3筆の契約を 行うことが今年度できました。それ以外の用地につきましても順次努力してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

吉村委員長 ただいま報告願いましたが、このことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 単純な質問ですけど、歩道幅が2メートルで、その下に下水、分水、ガス、水道を埋設していただくということなんです。これ、うまいこと内訳したはるなと、こう思ったんですけども、これ私、心配するのは、この歩道内の地下の埋設物が何らかの理由で付け替え工事が必要になったときに、この2メートルの幅で、掘削工事とか重機がここで工事できるんですかね。小さいユンボか何かということですかね。ちょっと私そこんところ心配するので、そういうことも想定はしておられるんでしたら別に心配要らないんですけども。

吉村委員長 竹本課長。

竹本建設課長 建設課、竹本でございます。

ご心配いただいている件につきましてでございますが、今現在の本設工事も、そちら小型の通常ミニユンボという形で、機械で工事をさせていただいておりますので、今後、何かのときに掘削する場合もそういった重機での入れる幅で2メートルでございますので、大丈夫と認識しております。

以上です。

吉村委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては、以上といたします。

次に、3番、入札・契約事務に関する事項についてを議題といたします。

前回、12月定例会中に行われました総務建設常任委員会では、契約管理シートを活用した

契約事務の改善状況等につきまして、理事者より報告を受けております。その後、閉会中に 開催しました協議会におきまして、委員から理事者に対し、入札・契約事務に関する調査を 依頼しております。これにつきましては、理事者からの回答を報告の形でいただくだけです と、事前に協議会でやり取りがありましたので、インターネットをご覧の皆様に分かりにく いかなというふうに思います。

そこで、冒頭私から簡単な経緯を申し上げた上で、3点質問する形にいたします。市の契約事務につきましては、以前、適正な処理ができていないという問題が発生し、理事者におかれましては、現在、先ほども申しましたように、契約管理シートなどを活用して改善に取り組んでもらっています。市議会の役割には市政を監視するという機能がございます。そこで、私は昨年9月頃に市のある部署に対して公文書の開示請求を行いました。

3つ質問ですが、1つ目の質問は、結局要求した公文書が開示されたのが12月でありました。開示まで3か月かかったという実態がございます。少し時間がかかり過ぎではないかという意見も議会のほうから聞いておりますが、市としては、めどとしてはどれぐらいの期間で開示されるのが現時点で妥当とお考えでしょうかというのが1つ目です。

2つ目に、当初予算を審議する3月議会の最中に、事業施行伺をしている文書がございま した。次年度の予算が議会で決議される前に、事業施行伺を行うのは正しい処理であると考 えておられるのかということが2つ目の質問です。

3つ目に、葛城市の事業は、中には市単独でやるものもあろうかと思いますが、国や県からの補助金をもらってやるものが多いわけであります。いわゆる葛城市における会計ルールは、会計検査で問題とならないのでしょうか。

まずはこの3点について、理事者よりご報告を願います。 安川理事。

安川総務部理事兼都市整備部理事 まず1点目、文書開示の請求に期間がかかり過ぎているのではないかということでございます。葛城市情報公開条例第10条第1項に、公文書の開示に対する決定は15日以内に決定し、速やかに通知時開示するということになっておりますので、基本的には15日以内、ただ、第4項にやむを得ない理由により60日を限度として延長することができるというところの規定がございます。以前、吉村委員長が開示された請求書について、ちょっと時系列で報告させていただきます。公文書開示請求を議員用の様式で出されております。それが令和4年9月13日の請求日となっておりまして、令和4年10月7日に開示をしております。これは3週間かかっております。それと同じ内容で、公文書開示請求書、これは一般用ではありますが、その様式で、令和4年11月7日請求日、令和4年11月21日に公文書開示決定期間延長通知書というのが出されております。これは14日間延長しますよということでございます。理由については、文章が大量であることと、決定に時間を要するということでございます。その後、令和4年12月5日、公文書の部分開示決定書の通知がありました。これにかかりましては約1か月となっております。先ほど申しました規定については、15日以内となっておりますが、まず、議員用の様式で出していただいたほうは情報公開、情報提供の範囲内というところでありますので、この情報公開条例の15日というのには、すぐ

さま規定というか、公文書開示請求の議員用様式については、これに当たるものではないということでございます。公文書開示請求書一般用の分については、その延長の期間も含めまして、規定に従うものであるというところでございます。

以上です。

吉村委員長 まず、1つ目の質問の答えですね。

次は、倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員長の2つ目のご質問でございます。3月の予算の議決前に、事業の施行伺をしているのはいかがなものかということでございますが、役所の業務におきましては、年度の当初に実施している継続した業務が非常に多くございます。地方自治体は、予算単年度主義が基本なためでございます。4月1日以降に契約をする事項が、どのように考えるかというのが問題かと思っております。事務処理が過度に遅れることは許されるものではございません。予算の執行に該当しない準備行為、予定価格の設定や仕様書の作成、契約事項、随意契約の理由等、それについての内部的な検討会等につきましては、早い段階から取り組みまして、年度の当初の早い時期に事務処理が終えるように努めなければならないということから、妥当であると考えております。

また、3つ目の会計検査の対象にならないのかというご質問でございますが、当市といたしましては、施行伺につきましては支出負担行為も行っておりませんので、予算執行に該当しない契約の準備行為に当たると考えております。会計検査の対象になるかどうかのご指摘につきましては、会計検査の対象にもなるかどうかにつきましては、会計検査院が決めることでございますので、対象にもなっていない事項に、仮の事項につきましては答弁は控えさせていただきます。契約を行うこと、締結すること、それから予算の執行以外については、事前に行うことは、法的には問題ないと考えております。

以上でございます。

- **吉村委員長** ただいまこの3つの事前にお答え願いたいということでしました弁につきまして、ご報告をいただきました。このことにつきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。
 梨本委員。
- **梨本委員** 協議会でこの件、かなり深く踏み込んでいろいろと質問がございましたので、私からはちょっと簡単に聞かせていただきたいんですけれども、開示時期に関しましては、議員の様式と公文書の一般のほうは違うということで、今回のは規定内に入っていますよということで理解いたしました。

予算成立前の施行伺に関しましては、これもう一回ちょっと教えていただきたいんですけれども、私、通常随意契約をする場合、1年間の、これが急を要するもの、もう4月1日に必ずそれが結ばれてなかったらできないというものは別にして、基本的には継続してやっていくところでも、4月の1か月随意契約だけして、その間にきちっと契約をして、予算成立後、5月から3月まで契約するという、こういうケースが今までスタンダードだったのかなというふうに考えているんです。ですから、こういうやり方で、今後は葛城市はこういうや

り方で統一してやっていきますということになるのか、それとも、一部の業務だけこういう やり方をやりますということになるのか。その辺りのちょっと線引きを教えていただきたい のと、このやり方をやれば、債務負担行為も必要なくなってくるのじゃないかなというふう に私ちょっと感じてしまうので、その辺りの考え方、ちょっと教えていただきたいと思いま す。

あと会計検査、通るか通らないか、これは会計検査院が決めること。これ当然のことでございます。ただ一般的に、これが国とか県とか大きな自治体はまた別にして、一般的な我々のような自治体クラスの標準的なやり方、葛城市がやっていることというのは標準的なやり方であるのかどうかということだけ、もう一度ちょっと確認させていただけますか。よろしくお願いします。

吉村委員長 倉田管財課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

以前、委員おっしゃるとおりに、4月に入ってから早々にそういう業務をするというふうにいたしておりました。ところが、葛城市の業者選定委員会の要綱には、必ず事前に審査するというふうになっておりますので、4月1日に業務をする前に、ここに、先ほども申したように、内部の検討会をすることにつきましては、4月以降にしますと、事前に遡って、もう終わっているものについてまた審議するのはいかがなものかというのもございますので、今後につきましては、4月1日以前にやはり審議をする形を取っていきたいというふうに考えております。他の自治体につきましては、こういう4月1日にというのをこういう内部検討会があるない、いろいろかけるかけないというのは、各自治体が決めていることでございますので、そのことについて、葛城市がそれに倣わなければならないかどうかについては、またちょっと別の話になってくるのかなというふうに思っております。

次に、債務負担行為のお話でございますが、この債務負担行為が必要なときというのは、こういう市としてぎりぎりの4月1日以降にというんであれば、今の形態でも全然問題ないかと思うんですけど、事前にもうちょっと早めに業務を開始する、もしくは4月1日から契約しなければならない、随意契約以外の、もう入札を事前にかけておきたいというものも中にはございますので、そういうときには必ず債務負担行為がないと契約行為もできませんし、入札を執行するというのも難しいかと思いますので、債務負担行為が必要ないということは、それには当たらないというふうに考えております。他の自治体のスタンダードかどうかにつきましては、これは確かに奈良県内の市でいろいろ聞きますと、4月1日にというお話をよく聞くんですけども、なかなか明確に何かこれで間違いなくやっているというような雰囲気で、仕方なく、無理くりに4月1日というような形でお返事はいただいております。ですので、事前に審議が必要かどうかが、その自治体によって決められていますので、絶対それに做わなければならないというふうには考えておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いします。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 今のお話で本当にそれでいかれるんであれば、ちょっとやっぱり庁舎内全体、各事業部で

やっていることがばらばらになってしまうと困りますので、それでしっかりともう一回ルールを確認した上できちっとやられないと、私は今までのやり方と違うと思うんですよ。今までは本当にそういうやり方やってこられなかったと思うんでね。そこが、職員によって、従来のやり方やっている、今、課長がおられたやり方をやっている職員もいるとなってくると、ばらばらな契約事務のやり方がまかり通ってしまうと。これは非常に問題だと思います。業者選定委員会に関しては、業者選定委員会はもう会計検査も関係ないわけですよ。これ市内で独自でやるわけですから。だから、業者選定委員会の時期をそれに無理やり業者選定委員会がこの時期やからこれに合わさなあかんなんていう理屈は、僕はこれは通らないと思います。ですので、そうであるならば、通るようなやり方で、もう少し庁舎内のルールを考えられたらどうかなということだけお伝えしておきたいと思いますので、これに関してはこれで終わらせていただきたいと思います。

ほかにちょっと聞きたいことあるんですけど、続けていいですか。一旦ちょっとこれで終わります。

吉村委員長 分かりました。ほかの方がいらっしゃらなければ続けていきましょうか。

ほか、ございませんでしょうか。

では、梨本委員、続けて。

梨本委員 3つ確認させてください。以前この工程表といいますか、これちょっと作っていただいて、 これはもう本当に皆さん、本当にちゃんとできるように作っていただいたと思いますので、 この運用に関して、どういうふうになっているのかなあというところの心配はあるんです。 特に委員長がさっきおっしゃられた開示資料の中には、前回の協議会の中では、予定価格調 書が契約伺よりも後に作られていたりとか、それから、支払いの予定が、予定日といいます か支払日が、請求日が施工が完了してからかなり遅れてから請求がされていてとかという書 類が出てきたりとか、私はちょっと考えにくいといいますか、業者はやはりキャッシュフロ ーを考えますので、仕事をしたらやっぱりすぐにお金を欲しいというふうに思いますので、 その辺りが非常に法的な期間を越えて支払いが行われていたりとかというところで、これは 去年も問題になったやつが、なかなかまた今回も同じようなものが出てきているということ があると思うんです。そういったところをやはり改善していくためには、やっぱり全体的な 研修といいますか、これをきちっとこういうふうに運用しないと駄目ですよと、議会でもこ ういうものが取り上げられていますよということで、やはり本来であれば、起案者から上司 にどんどんどんどん上がっていくわけですから、どっかの段階で止めやんとあかんと思うん ですけれども、それが止まらずに来てしまっているということは、やはり組織全体の僕は問 題だと思うんです。個人の懈怠だけではなくて。そこに対してきちっとどういうふうにメス を入れられるのかということをちょっともう一度、再度、管財課としてどう考えられている のかということを1点目聞かせてください。

2点目は、おとついです、昨日ですか、おとついかな、谷原議員の一般質問の中で、指名競争入札と一般競争入札の話がありまして、今までは1億円以上の一般競争入札だったということが、価格が引き下げられたということで、その引き下げられたことに、ちょっと私心

配しているのが、以前ちょっと原課に確認したことがあるんですけれども、一般競争入札をすると言いながら、条件付一般競争入札をして、結局、広く図られていない。決められた業者の間だけで入札が行われていた、名ばかりの一般競争入札というものがあったように私は思ったので、それは原課に指摘したことがあるんです。ですから、今回もどういうルールになっているのか、1億円以下、条件付の一般競争入札なのかそうではないのかということを教えてください。

3つ目が、よく市内業者の育成ということをよくおっしゃられます。私はこれは本当に大事なことやと思います。市内業者、しっかりと育成していただきたいと思うんですけれども、業者の評価ができているのかというところが大事やと思うんですよ。これ谷原議員も指摘されていて、業者のほうが評価がしっかりできているのかということで、この間の一般質問の答弁を聞いていると、技術員の評価ということはおっしゃられていたんですけれども、それ以前の実態調査というんですか、指名願、入札参加の資格の中にきちっと税務課の書類と、それから写真が必要だということなんですけれども、それって、ペーパーカンパニーでも、私できてしまうと思うんですよ。だから、実態をちゃんと確認して、工事を発注しないと、ペーパーカンパニーに対する業者育成なんてないわけです。ないと僕は思っているんでね。そこはやっぱりちゃんと事業をされる業者の育成になって、その業者が、谷原議員もおっしゃられたほかの県の事業を取れるとか、そういうふうになっていただきたいというふうに心から思っていますので、その辺りの実態調査の考え方をちょっと聞かせていただけますでしょうか。

吉村委員長 東総務部長。

東 総務部長 総務部、東でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の梨本委員の職員の研修等と契約管理シートに関することでございます。それにつきましては、まず、国で行われております契約の研修であったりとか、また、県が行っております契約の研修、我々が考えておるのは一番、市でやらないとということは市で統一しなければならないこと、これにつきましては、管財課のほうの職員が、今後ですよ、まだ今はしておりませんけれども、今後、要は時期を見て、全職員というか、内部での職員の研修で統一を図るといったようなことにつなげていきたいなと思っております。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

2つ目のご質問、一般競争入札のルールの運用についてということと思います。今まで葛城市は一般競争入札、かなり少なかったもので、その都度その都度、どういうふうな事業の制限をもって一般競争入札すればいいかというのを考えながら運用してきたんですけども、なかなか第三者からして誤解を招くようなことも出てくると思いますので、今年度中にちょっとその辺の検討いたしまして、令和5年度からは、基本的なルールを定めまして、その辺も公開した上で、指名競争入札が、指名願がある、ないとか、事業によっては地域要件をつけたりとか、実績を問うとかというのを定めた上で、ホームページのほうにももう載せさせていただいていますので、それをもって運営していきたいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

あと、3つ目の業者の実態をちゃんと見なければならないのではないかというご質問でございますが、昨今様々な形態をもって業者も事業されておるというものが多いかと思います。資材とか重機を確保されている事業者もあれば、逆に、事務所は市外にあるけど、資材と重機が葛城市内にあるという業者もおられまして、そういう場合は事務所がないんだけども、市内に登録されているというケースもございます。線引きもなかなか難しいものと考えております。まず、でも一番重要なことにつきましては、建設業法に適用した資格を持った事業者が市の仕事を請け負った際、市の仕様を満たす工事を正しく完了させるということが大前提だと思っていますので、その辺、ご理解いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

吉村委員長 梨本委員。

梨本委員 1つ目の質問に関しては承知いたしました。また、我々が開示資料をいただいたときに、 あれって思わないようなきちっとした契約事務ができるように、葛城市役所全体で底上げを ぜひお願いしたいと。これはもう本当に、何度も同じことを申し上げて申し訳ないんですけ れども、期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目の一般競争入札、これちょっと条件付かどうかということを聞いていますので、ちょっといくらから、どんな今、形になっているのか、これちょっと谷原議員の質問の中では明確に細部までお答えいただいてなかったと思いますので、今の現状もう一度、教えていただけますか。よろしくお願いします。

3つ目の業者評価の話なんですけれども、これちょっと踏み込んで、私言い過ぎかもしれ ませんけれども、3年ほど前に事故繰越があったときに、非常にちょっと議会の中でも、こ れ問題違うかというようなことがあったのを私も記憶に新しいんです。その際に、やっぱり 業者の中には非常に、これはこの事業を本当にできるのかどうかというような業者が入札で 落とされて、結局それが事業ができなくて非常に地元にも迷惑をかけた。議会にも、そうい った事故繰越の説明が必要であったというケースがあったと思うんです。その際に、きちっ と私は市役所の中で、例えば技術職の職員がきちっとそういったことを把握した上で、業者 評価、つまり例えば、私はその業者が、入札の段階で入ってしまうと、もうこれ入札だから 止められないわけですよ。事業課ではもうこんなのどこが落とされるかなんか分からないわ けですよ。でもそこのストッパーとなるのが私、管財課やと思うんですよ。管財課がしっか りとそういった業者の評価をしっかりとして、この業者は安心やと。ほんでこの業者は、将 来、業者育成という観点からもというようなところをしっかりと持って臨んでいただければ、 各事業課でも、いい工事といいますか、いい事業が私できると思うんですよ。ですので、ち ょっとこれはもう可能かどうかということであれなんですけれども、さっき言ったようなペ ーパーカンパニー、いろんな形態があるということは重々承知しています。でも、ぜひ実態 検査をされたらどうかなと。例えば管財課だけで人が足りないんであれば、ちょっと部長職 の方であったりとか、業者選定委員会のメンバーとか助けていただくとか、再任用の能力を 持たれた方がやっていただくとかでもいいと思うんですけれども、ちょっとその事業所に行

って、本当に業務実態があるのか、それから技術職の職員がおられるのか、これ確認するだけで恐らく大きなトラブルは減るのではないかなというふうに私は思うんです。ですので、ちょっとその辺り、どういうふうに、私ちょっと提案になってしまっていますけれども、その辺りどう考えられるのかということをちょっとお聞かせいただけますか。よろしくお願いします。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田ございます。よろしくお願いいたします。

まず、一般競争入札のルールにつきましては、先ほども申しましたように、詳細につきましてはホームページのほうに掲載はさせていただいております。工事とそれ以外について、分けて作成させていただきました。工事につきましては、2,000万円以上の工事につきましては、基本的には条件付で一般競争入札、工事業者につきましては、種目によっては市内に事業所が多い工事とそうでない種目もございますので、その辺につきましては、また地域要件等、その辺もいろいろ詳細に考えながら設定したというふうになっております。あと、一般業務の役務につきましては、1,000万円を超えるようなものにつきましては、かなりの金額ということもありますので、多く広く募りたいというふうに思っておりますので、基本的にはあまり要件を、地域要件等も設定せず、ただ実績をちょっと評価的に入れないと、粗悪な業者もできないのにひょっとしたら手を挙げてくるという可能性もありますので、その辺は定めていきたいと。1,000万円以下につきましては、できるだけ市内の業者も関わってくる可能性もありますので、できるだけ指名願があるような、そういう業者が入りやすいように設定をしたというふうに考えております。

吉村委員長 東部長。

東 総務部長 東でございます。よろしくお願いします。

2つ目の業務実態調査ということでございますけれども、この件につきましては、管財課の今行っております事務の量であるとか、いろんなことがございますので、今後、実態調査が可能かどうか、先ほど委員のほうからご提案いただいております部長職が一緒についていくとかという部分でもございますけれども、これはちょっと研究をさせていただかないとあかんかなという部分なので、ご了解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

吉村委員長 今の一般競争入札の条件付についての説明はこれでオーケーですか。

では、梨本委員。

梨本委員 承知しました。もうぜひ前向きに、研究というと、なかなかいつまで研究するねんということもありますので、できることをできるだけ早くやっていただいて、この契約事務も、この吉村委員長の前の、私が委員長させてもらっていたときに上げさせていただいたわけですけれども、早く一定の段階で、これで大丈夫やなというふうに委員の皆さんが思っていただけるような、そんな報告がいただけたら、もうこういった調査項目も必要ございませんので、そこも含めて早期の取組をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

横井委員。

横井委員 今度はありがとうございます。ちょっと重要なポイントを出しておかなければなりません。これ、(3)入札・契約事務に関する事項、その後の(4)にも、公共施設のマネジメントにもかかってくるのですが、私の上げたいポイントは、当然、入札、その後、契約とか入るわけなんですけど、仕様書とか契約書を交わすわけなのですが、そこにポイントとして、関係法令を遵守しているかという文言の記載はありますか。また、コンプライアンスがもし違反等、公益通報等によって出た場合の措置の記載はあるのですか。

吉村委員長 今のは何に対してそれを……。

横井委員 契約ですね。だから、入札しました、もしくは入札した後、施設の仕様書とか契約書を当 然交わします。施設であったり、機械であったり、当然。それに対して関係法令を遵守する かという旨の内容を記載されているかどうか。

吉村委員長 今、入札・契約事務の中身について、これについて今聞いているんですけども……。

横井委員 では、次、4番目のときに質問します。

吉村委員長 ちょっと今のは、ずれていましたので。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件につきましては以上といたします。

次に、4番、公共施設マネジメントに関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より2点、12月の総務建設常任委員会で報告のありました公共 施設等総合管理計画についての状況について、それからあと、一般市民からのコメントはど のようなものがあったかについて、まずはご報告願いたいと思います。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いいたします。

12月の総務建設常任委員会のほうで報告をさせていただきましたとおり、公共施設等総合管理計画について、やり直しをさせていただきたいということで、ご報告をさせていただきました。その際には、前回のパブリックコメントに対する回答の掲載と、令和4年3月末現在の評価を行いまして、備考欄に現状の説明等を加えた上で、再度、追加のパブリックコメントを行いました。期間につきましては、令和5年1月24日から令和5年2月13日の間に、追加の意見募集を行いました。令和5年3月に、その回答と公共施設等総合管理計画の改訂を行っております。現在、市のホームページにも掲載をさせていただいております。

続きまして、一般市民からのコメントはどのようなものがあったかというお問合せでございますが、主な意見といたしましては、総合管理計画の実施状況を見ることができるのか。今回の改訂案は財政上の理由から施設の総量の縮減を強調していますが、サービス重視をしていないのか。情報収集手段に葛城市意見書記入用紙からの内容も採用されていますか。あと、収集、分析したデータについて、現在ホームページで検索できるのか。あと、PPP・PFI協会について説明文を記載すべきではないのか。あと、公共施設の企業への委託の重要性等について。あと、ゼロカーボンシティ宣言をされているにもかかわらず、新築時だけではなく、改修も含めたZEB化の表現が必要ではないのか。あと、各施設の評価に対して、

施設評価に対する再検討を求める、または在り方についての問合せが10件、あと公民連携の在り方、民間企業の参画についてについての問合せ、あと、施設点検マニュアルについての問合せがございました。以上7名の方から35件のご意見を賜っております。その意見につきましては、2回目の追加のパブリックコメントのときにも回答は掲載させていただいております。今回、追加のパブリックコメントにつきましても、第1回目と同じ方から、前回と同様の2件のコメントをいただいておりますので、その回答についても今回、回答をホームページのほうに掲載させていただいているということでございます。今のが現状の説明でございます。

以上でございます。

吉村委員長 今し方、現状の説明いただきました。この前の12月議会の後、もう一回再度、パブリックコメントもされまして、そして、こういった葛城市公共施設等総合管理計画の成果物につきましても、私ども議会のほうにも配付をしてもらっているというような状況でございます。ということなんですけれども、ただいま報告願いましたけれども、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

横井委員。

- 横井委員 先ほど言いましたように、この4番目が来ましたので、もう一度言いますね。仕様書、契 約書等々の中に関係法令、コンプライアンス遵守の記載はされていますか。また、コンプラ イアンス違反等が発見されたとき、例えば公益通報、そのときの措置の方法、やり方等……。
- **吉村委員長** 横井委員、この4番、今のご質問はこの公共施設マネジメント、これにご報告に関する 質問ですので、ちょっとずれていますので伺うことはできません。これに関する質問をして いただきますようお願いいたします。
- **横井委員** だから公共施設の業者委託する場合とかの仕様書、当然仕様書の中には法令遵守をしているかどうかの文言が契約書に……。

吉村委員長 今はこの市をどうしようという、計画なんです。

横井委員 計画だけ。

吉村委員長 こういった公共施設の市の……。

- **横井委員** これについても、建築基準法についてのチェックシートとかあるのですが、私、前々回も 申し上げていますけど、電気事業法はどうですかとか……。
- **吉村委員長** いやいや、市の計画に対して公共施設をこういうふうに配置をするとか、こういうこと に対しての……。

横井委員 限定。分かりました。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

横井委員 それで質問してた。

吉村委員長 成果物が上がってきたのをご覧になって、それに対する質問やったんですか。

横井委員 だから、これに対しては、私メールもファクスもいろいろ送っているんですけど、具体的 にやっぱり気になる分野はコンプライアンスなんです。それをきっちり記載されてきている んかどうか、そういう方針されているんかどうか。

吉村委員長 聞きたかったのはコンプライアンスについて聞きたかった。分かりました。今回の今、 私ども、ここでする議論ではございません。また、これにつきましては、この計画、成果品 が出る前に、この委員会も含めまして、あるいはもうその後でパブリックコメントも聞いた 上でこの成果品が出てきておりますので、それについてほかの方、質問とかございませんで しょうか。大丈夫ですか。

梨本委員。

- **梨本委員** ちょっと私、この内容じゃなくて今、横井委員おっしゃられた、1回ちょっと理事者側から、私は普通はコンプライアンスに問題あるようなものはないと思っているんですけれども、ちゃんとやっていますということだけきちっと答弁されたらどうかなというふうに思いますので、コンプライアンスに問題あるようなことは管理上もされてないということで確認だけしたいと思います。
- **吉村委員長** 今、横井委員の質問はこの書類がコンプライアンスに問題がないかということを質問されたということで、これについてご回答願いたいと思います。

倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

私どもの仕事は、コンプライアンスは重視するというのが大前提でございますので、それを考慮した上でこういう計画をつくったりとか、契約事務をしていくというのが前提だと思っておりますので、そういうふうにご理解していただければいいかなと思います。

以上でございます。

吉村委員長 横井委員。

- **横井委員** ですから、コンプライアンス、法令遵守、これを今お約束してくださったので、ちゃんと ビデオ、テープで記録をお願いいたします。
- **吉村委員長** 横井委員につきまして、いつもコンプライアンスのことをよくおっしゃっていますので、 引き続き、今までも遵守されていると思いますが、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 公共施設等総合管理計画、新たにいろいろな意見を取りまとめて、令和5年3月改訂ということでお預かりしました。私、この管理計画の中でも詳しく調べればそういうふうにうたっていただいているかと思いますけども、例えば、今日まで公共施設を統廃合、解体された施設はございます。例えば古い話ですけど、学校給食センター。當麻の学校給食センターの跡地については駐車場という形で活用されておると。ところが、新庄の学校給食センター跡地は砂利のままで活用しているように見受けられないと。計画の中でどうこうできないかも分かりませんけども、そこまで踏み込んで、解体する、活用するというふうなプロセスも、こういった管理計画の中では重要なことかなと。私、一番このことに関して懸念しておるのは、再三、奥本委員長の下に進めていただいている當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会、これは大きな私期待をしてんねんけども、その全体像、要するに撤去しました、集約しました、あと、こういうふうに使いますという3つ目のところが見えないも

んやから、これ、言うてええか悪いか分からんけども、それなりの大字の役員、それも役職までについていただいている区長あたりから誤解を招くような、跡地を売却すると聞いているとか、もうそんなこと私らの耳に入ったら、やっぱり伝え方が悪いんか、今後の計画まで踏み込んで、解体する段階で、跡地利用も含めて、いや売却もいいんですよ、方法としてはね。いいんですけども、そうじゃないんだったらちゃんとやっぱり跡地利用のことも含めて、こういう管理計画の中に織り込めるようであれば織り込んでいただく必要がある。潰します、不要ですという判定は、ここにはいろいろと、何ページでしたか、書いてますわ。継続、利用検討、あり方検討、あり方検討というのは、もう要らんのんと違うかなみたいな判定やと思うんです。ほんじゃという、その次のステップですね。そういうことも、ここで書けないにしても、計画の中で長期計画の中では、やはり頭の中に入れておいていただきたい。また、そういう説明もしていただきたい。潰してから考えますわではちょっと引っかかるもんかなと。私は、あの件に関しては、庁舎再編に関しては、住民の方からの声も含めて心配をしているところでございますので、よろしくお願いしておきます。ご答弁あったらお願いします。

吉村委員長 ご要望ということですが、もしご答弁があれば。

溝尾副市長。

溝尾副市長 公共施設の今回の計画で、新たなものをつくる場合にはもちろん記載する必要があると思いますが、現在の當麻庁舎跡地については、複合施設がまずどうなるのかを考えた上で、更に必要なものを跡地について検討する必要があると思っております。その手段としては、行政がやるべきものなのか、いや、民間でもやっていただけるものなのかなどなど考えた上で、また、あったらいいなではなくて、実際に地元の方だったり、使われる方のニーズを把握した上で、どのような施設がいいのかというのを考える必要があると思います。おっしゃるとおり、理想は壊す前に、実際にこういうふうなものにしたいと思っていますと言えるのが理想と思っております。今回はそのようにはなっておりませんが、まずあの複合施設の今、基本計画つくっておりまして、設計の段階で大体こんな感じになるというのがもう具体化されますので、それが大まかなものが見えましたら、次に向かいの土地について議論を加速すると思っておりますので、少しちょっと遅くはなっておりますが、しっかり検討していきたいと思っております。

吉村委員長 増田委員。

増田委員 先ほどの誤解の事例、ご紹介申し上げましたけども、やはり重要な課題については、いろんな住民説明等も行っていただきながら進めていただいているというのは重々分かっているんです。ところが、時間的な制約があって、十分な質問ができなかって、誤解のまま閉会してしまった、説明不十分であったというところが、私、その方のお話を1時間以上聞かせていただいて、つくづく感じたところでございます。市長も副市長も、将来の葛城市、特にあのエリアの今後のことを、非常に将来を見通したエリアの活用方法というのをご検討いただいておるにもかかわらず、最悪の認識、伝わり方をしていることに対して私は非常に残念でしょうがないので、できましたら約束はできないかも分かりませんけども、近隣、区長等々のヒアリング、説明等も、もう一度やっていただくようなこともご検討いただく必要がある

のかなと。當麻庁舎に関しては、ちょっとそういう十分な伝わり方ができてないように感じていますので、よろしくお願い申し上げておきます。

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 お疲れさまです。僕からは、40ページなんですけども、広域連携ですね。公共施設の相互利用ということで、去年かな、協定を結ばれたんですかね。その辺が今どういう形でうまいこと利用されているのか。これ多分、こっちの12ページのあり方検討とかそれにも関わってくることなんかなと思うんです。ただこの40ページにさらっとこれ今書かれているだけで、現状この見通しというか、その辺はどういうふうになっていくかというのをちょっと教えていただきたいなと思っています。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

公共施設の総合的な利用についてというご質問でございますが、去年の10月から今年の3月にかけて、社会的実験ということで、今、利用のほうを始めさせていただきまして、それぞれアンケート等も、今、回収しているというのが状況でございます。総合的に市内の方が市外の施設をとか、市外の方が市内の施設というのは、全体からするとかなり数字、パーセントとしては低いというのが今現状になっておりますが、ただ半年ばかりでは答えを出すというのがちょっと難しいというような話もありますので、またちょっと7市町で今後検討して、もう半年、どのスパンで様子を見ていこかというような今協議をしているところでございますので、答えが出るのはもう少し先というふうに考えております。

以上でございます。

吉村委員長 西川委員。

西川委員 そうですね、この7市町というとえらい上牧町のほうまで行くことってなかなかないし、ただこれ御所市は入ってないですよね。近いところいうたら御所市やったら利用するのと違うかなとかは思うんですけど、これまだ御所市は入られてないというところもあるんですけども。僕、これ言いたいのは、またそういうのが、今度厚生文教常任委員会のほうでも市外、値段の改定とかも多分ちょっと条例で出てくると思うんですけど、そういうことも含めたら、広域で考えていくこういう相互利用というのは、もしかしたら、今は実験的言うてはりますけど、利用されるんじゃ、体育館でも、大和高田市も体育館、新しくされるとか、ほんでこれも葛城市の近くにできるとかということも聞いていますし、そういうことも含めたら、こっちのほうもまた見直したりもすることになってくんのかなと、こっちのというのは在り方、継続運用とか出てくるんかなと思います。本当に合併して統合していく、何をしていくというのはなかなか難しい作業になってくると思うんですけど、やっぱり次世代の子どもたちとかにツケを残さへんように、やっぱりより量的にも質的にも、ほんでより美しくきっちりこう考えて、よりほんまに子どもたちにツケを残さへんような、こういう公共施設マネジメントをしていかんなあかんなと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

吉村委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 今回、一般質問等で、新しく示された改訂版の葛城市公共施設等総合管理計画の41ページ にも、サービス保存の原則に基づく取組みの方向性と、ここにサービス保存という文言も入 れていただいて、捉え方という形で私も1つ、住民サービスというものをどれぐらい保持し ていくかというところには、いろいろとこれからの大きな課題であると思っています。特に 総量の縮減というところに、要するに公共施設というものの在り方がこれから問われていく と思うんですけども、ここに示されていって、この今の施設がそのまま保持するという、こ れは、これから検討というふうにちょっと修正の部分もあって、今見させていただいたんで すけども、例えば、當麻文化会館の複合施設というのが喫緊の我々の目の前にいる課題で、 そんな中で複合化をすることによって住民のサービスがどうなるかというのは、ある程度、 今はイメージとして捉えていただいていますけども、複合化をすることで、ちょっとコンパ クトにする。しかしながら、庁舎という在り方も最終的には1つにしていくという方向性の 中で、今、一時移転とか、そういう一旦、今の段階でこうしておく。しかし、もちろん財政 面もいろいろ考慮して、それをどういった方向にいくかというのがこの葛城市公共施設マネ ジメント基本計画の中に全てまとめられていると私は思ってないですし、これから状況によ って、民間企業の力を借りながら、今言う行政サービスの中に入れないといけないのかどう かというところも、これから民間企業にお願いしないといけないというところも出てくると 思うんですね。そういったことが、住民に、何でも行政は行政の公共施設の中で、住民サー ビスというものを確約してほしいとか、そこに持っていってほしいというのは、住民として は税金を払っていただいていますから、そういった要望というのは強いと思います。そやけ ども、ある程度住民の説明会に、うちの葛城市の要するに財政的なキャパシティーも含めて、 こういうふうな方向に、葛城市は3万7,000人の人口のサービスをこうやって提供していく ということをある程度のイメージをやっぱり市長は言っていただいて、それで、将来的には 一番大きな當麻の庁舎を1つにしていく中で、北と南に住民が住居を構えている中で、移動 も含めてそのサービスをどういうふうにしていくかという、一番伝えなあかんという部分を できたらこれからいろんな公共施設の説明会をするときに、ぜひとも言っていただきたいな というふうに私は思っているんですね。中長期というふうに構えたら、またいろんなところ に示さないといけないんですけども、変わりつつあります、どんな状況もこれからあるわけ で、住民に、葛城市のキャパシティーはこれだけなんだけども精いっぱいやっていますと、 やりますと。そやけども、民間企業の力を借りて、例えばカフェとかそういった施設の中に、 カフェの部分はどうしていくのか、じゃあ、民間企業にカフェの部分をお願いしようよとか、 そういったものも、やっぱりこれは1つの市長のセールス1つで、民間企業をそこへ引っ張 ってくるということで、住民が満足していくということになるので、やっぱり将来的に、要 するにまちづくりというのを大きく描いていただいて、それを住民に理解をしていただくと いう作業が、でないと、住民はやっぱり今1つなくなる、非常にその地点を取って、なくな るからもうとても我々は暮らしにくくなるというふうに、そこの地点だけで言ってしまうの で、これからやっぱりそういう将来的な思いというのをやっぱり市長、語っていただいたら

いいのかなというふうに思います。市長、今の時点で、いろいろこれからも民間企業に委託 するところは民間企業に委託してというまちづくりを進めていただいている中ですので、こ ういった、今、中継もあることですので、住民になかなか、こないだの當麻文化会館の複合 化のことの説明会の中でも、まだ、あんまり皆さんには理解してもらってないような、そん な空気感を私は感じましたので、今の段階で、市長が思い描いていらっしゃるようなことも、 ちょっと、もちろんそんなん約束とかそんなんはできないんですけども、やっぱりうちには うちの所帯があるよということもやっぱり言うべきやと私は思います。そんな中で、サービ スとは何かというそこの概念をしっかり住民に伝えていかないと、住民は、今ある、それを 削減していく中で、非常にサービスが減ると。ただそんだけのイメージで思ってしまうので はないのかなと思うんですよ。だから、こんな場所で、やっぱり公共施設をこれからどうし ていくかということについては、総論としてやっぱり語っていただかないといけない。これ からまちづくりは、こういうふうに、もちろんサービスも変わっていきますから、変わって いくことを理解してもらわないといけないんじゃ。ちょっとこれから、我々、間に入ってい く議員も、その説明に走り回らないといけないのかなと思うんですけど、そういった考えを ちょっと語っていただくことについて、市長、どのように思っていらっしゃるか、もし答弁 いただけるんであればお願いしたいですけども。

吉村委員長 阿古市長。

阿古市長 ありがとうございます。先日、當麻庁舎の解体に伴いまして、當麻文化会館を中心とする 複合化施設の建設につきましては、當麻文化会館において説明会を開催させていただいたと ころでございます。限られた時間の中で、事務方のほうは精いっぱい説明をさせていただい たとは感じておるんですけども、何分限られた時間の中で全てを語り尽くすことはできない と感じております。委員ご指摘の部分というのは非常に大きな部分ですので、この部分だけ でも多分数時間は最低必要になるのかなあと思います。それと、今回市民の皆さん方、100 名弱来ていただいたわけなんですけども、やはり、市民の皆さん方に正しい情報をお伝えす るという作業というのは非常に難しいなと、改めて認識をさせていただいたところでござい ますので、コロナの状況も5月8日以降変わりますので、それを加味しながら、以前やって おりました市政フォーラム等も、開催もこれからは考えていかないといけないのかな。これ からは、ある種、コロナウイルスそのものはなくなりませんけども、緩和された中でのいろんな伝達の方法というのはあると思いますので、それも考えた中で発信をしていきたいなと 考えておるところでございます。

以上でございます。

吉村委員長 川村委員。

川村委員 語っていく量が多ければ多いほど、住民はいろんな納得もしていっていただけるし、我々も、議会という部分で市長がいろんな思いを語っていただければ、私たちもそれを住民に伝えることができます。そういうことをこれから多く語っていただきたい。まちづくりについて。それでないと、この葛城市公共施設等総合管理計画というのは、非常に書いたものだけになってしまうのかなと。現実のものとやっぱりマッチした思いと、それからやっぱり作業

というのは、これからしっかりと伝えるということによって、住民理解をしっかりと取っていきたいというふうに私は思っていますので、今市長の答弁もありましたように、多くこれから、そういったまちづくりを語っていただきたいというふうに私は思っています。 以上です。

吉村委員長 横井委員。

横井委員 大事なことなので。 7ページの耐用年数決定の要因というところで1番から4番とか上がっていますけど、人の因子が抜けています。

それから、45ページ、46ページ、これでは法令遵守、この内容だけでは法令遵守できてないです。だから、そこが心配で法令遵守とかコンプライアンスと言っていたんであって、これ、ただただ見本として挙げただけであって、実際は全部、コンプライアンスはちゃんとやっていますよと言っていただいたら安心なのです。いかがなもんですか。

吉村委員長 今のご質問がちょっと非常に分かりづらいんですが。

横井委員 私、ファクスとかメールとかでも入れたんですけど、例えば45ページのところもそうですけど、結構欠落しているんです。それから今、7ページのところも結構欠落しています。本当に大丈夫ですよということさえ言っていただいたら、ビデオが回っておりますから、私も安心です。

吉村委員長 この冊子について、中身については問題ないということを答弁いただいたらよろしいんですかね。

横井委員 法令遵守をやっていますよと、抜粋しただけやと。

(発言する者あり)

吉村委員長 今、ほな、横井委員。

横井委員 要するに、ここに書いてあるのは抜粋しているだけやと。見本だけであって、私が言うているコンプライアンス、全てじゃないですよと、そういうふうに言っていただいたらいいのです。だけど、これが全てやというならば、抜けている、抜けている、抜けていると言わないといけないんです。

吉村委員長 倉田課長。

倉田管財課長 管財課の倉田でございます。

7ページにつきましては、第三者のオーダーにもありますように、具体的な進め方という ふうになっておりまして、事細かくここに書くということはなかなか難しいものであるため、 こういう表現というふうになっております。

また、45ページ以降の話につきましては、あくまでもこれは、施設長が日常に点検するための、具体的というか、これぐらいを見てくださいよという一覧でございますので、これを見て業者がやるということではございませんので、その辺も前回ご回答はさせていただいていると思いますのでよろしくお願いします。

吉村委員長 よろしいでしょうか。

横井委員。

横井委員 そういうことで、今ちゃんと回答もらいましたので、これは明らかに抜粋しただけであっ

て、ちゃんと法令遵守、コンプライアンスは満たされているという動きで解釈します。それでよろしいですね。ビデオ回っているので、はっきり……。

吉村委員長 分かりました。ほかに。

西川委員。

- 西川委員 これの趣旨と違うところに行っているんやったら、やっぱり修正してもらわなあかんのと 違いますか、委員長のほうから。やっぱりこれ自体がコンプライアンス、計画自体がコンプライアンスにのっとってやっているもんじゃないじゃないですか。計画ですからね、これ。 例えば、建築基準法がどこどこの何条とか、そういうもんじゃないですよ。これ葛城市の行く末、公共施設の未来を決めていくもんじゃないですか。そやから、そのところを議論せん なあかんのに、そこの議論じゃなくて違うところの議論をされてるんやったら、委員長のほうから修正をお願いしてもらったほうがいいんじゃないかなと思います。
- **吉村委員長** これちょっとなかなか、確かにずれてはいます。

今後横井委員におかれましては、この中身につきまして、これに即した質問をしていただきますようお願いをしたいと思います。

横井委員。

- **横井委員** 横井です。要するに、こういう中では、コンプライアンスは非常にビル管理では大事なポイントなので……。
- 吉村委員長 今ここの議論……。
- **横井委員** だから、これは抜粋したただの見本ですよとならばいいのです。だけど、もうこのとおり 100%行くというのであれば、ちょっと抜けている部分が多い。
- 吉村委員長 今、冊子について、横井委員、冊子についての中身の書き方とかコンプライアンスとか、そういった議論をしているのでは一切ありません。ここではもっと広い、いわゆる公共施設マネジメントとかそういったことについての市の全体の、例えば今、市長の考え方を川村委員が聞かれましたが、こういったふうな話をしておりますので、これにつきましては、ちょっとまた円滑に委員会も運営していきたいと思いますので、また、何かありました私のほうでまた個人的に聞いていただけたらと思います。この質問のこととか。

ほか、何かございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 川村委員先ほどおっしゃっていた、私もさきの協議会のところでも気になっているテーマだったので、先ほどもちらっとそういう関連のことは言ったんですけども、この1ページのところの中段に、9行目のところに、40年先を見据えた葛城市公共施設マネジメント基本計画なんですが、そこが見えないんですよね。これもそやし、葛城市公共施設総合計画もそやし、都市計画もそやと。陳腐化していると言うたら失礼ですけども、そこが大事かなと。もうちょっと高いところから一遍市長の描いている景色があって、細かいところに、そのためにはこれとこれと要んねんという組み立て方ですね。そういう表現をしていただいたらすごく分かるのかなと思うんですけども、どうも長期的な、40年先を見据えたとは書いているけども、そのような夢部分が、夢を語ったらうそつきになるので難しいですけれども、やっぱ

り長期的な考え方、それから中期的な考え方、今回の當麻庁舎再編につきましても、長期的な考え方からいったら、誤解を招いていたような、當麻にあったものが新庄の庁舎に移ったという地域的な偏見みたいな住民からのご意見というのも、いやいや違うよと、これは中期的な考え方で、長期的には中心部分に必要になってくるでしょう。この施設も老朽化したら。そういった、20年、もしくは30年の将来には、そういう長期的な考え方は持っているよというふうなところで合意形成も図れるのかなと。ところが當麻庁舎の再編のときにもいろいろと私らに聞こえてくるのは、當麻にあったものがなくなったというふうな誤解も飛び交っていたということが、これはやっぱり長期的な、もっと先、先のことを考えてこういうふうに進めているんだということを、こういった計画の中には織り込んでいただきたいということを私もお願いしておきます。

吉村委員長 これは要望ということでいいんですか。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようであれば、本件については以上といたします。

訂正があるそうで。

早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

先ほどの増田委員のご質問の中で、観光大使就任の経緯という中で、私のほうから、葛城山麓ウォークの日付を11月3日という発言をさせていただいていたと思います。11月3日は道の駅の6周年記念でして、葛城山麓ウォークは11月23日、11月23日に初めてそういった話をさせていただいて、今回の2月25日の方向に向いたというところでございます。お願いします。

吉村委員長 以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

吉村委員長 ほかに。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

吉村委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

吉村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたりまして、慎重審議いただきまして、ありがとうございました。かなり時間も押してしまいましたが、特に今回、付託議案の葛城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の改正につきましては、本当に職員の不利益にならないようにということで、多くの議員から懸念もありましたし、その辺り、慎重な審議、活発な意見がやり取りされたというふうに思います。また、調査案件につきましても、ちょうど宮城野親方が観光大使に

就任されて、今後楽しみだというような明るい話題もいただきまして、よかったなと思います。

私ども総務建設常任委員会の所管の部長であります早田部長におかれましては、今回、定年退職ということで、今回が最後というふうになるわけでありますけれども、非常に仕事に対して熱心で、かつ、よく行政に精通された部長でいらっしゃって、大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。また、この総務建設常任委員会の委員長、今、させてもらっておりますが、この総務建設常任委員会の円滑審議ができるようにという、いろいろ心を砕いてくださっています岩永局長につきましても、これ私、お礼を申し上げたいというふうに思います。

ということで、もう時間も押しておりますので以上といたしますが、また引き続き協議会がございますので、どうぞ皆さんよろしくお願いをいたします。

これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後0時50分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 告村 始